

平成 2 8 年

第 4 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開会 平成 2 8 年 1 2 月 9 日

閉会 平成 2 8 年 1 2 月 9 日

忠 岡 町 議 会

平成28年 第4回忠岡町議会定例会会議録

平成28年12月9日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室理事	明松 隆雄
住民部次長	山田 昌之	健康福祉部長	東 祥子
産業まちづくり部長	藤田 裕	教育部長	柏原 憲一
教育部理事	土居 正幸	消 防 長	森野 博志
消防次長	山田 忠志		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、平成 28 年第 4 回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより会議を開きます。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 28 年第 4 回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 一般質問 |
| 日程第 5 | 認定第 1 号 | 平成 27 年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 | 平成 27 年度忠岡町水道事業会計決算認定について
(一括決算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 6 | 議案第 46 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正) |
| 日程第 7 | 議案第 47 号 | 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第 48 号 | 忠岡町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議案第 49 号 | 忠岡町農業委員会委員の定数を定める条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 50 号 | 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 51 号 | 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |

- 日程第12 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第53号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第54号 町税条例の一部改正について
日程第15 議案第55号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）について
日程第16 議案第56号 平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
日程第17 議案第57号 平成28年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

第4回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長よりご挨拶の申し出があります。

発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。ただいまご案内のように、第4回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中ご参集くださりまして、ありがとうございます。本日上程させていただいております議案につきましては、いろいろなどころでご協議願ってきたところがございますが、きょうも十分にご審議いただければありがたいと思います。

ところで、さきの町長選挙におきまして、議員の皆様や住民各位から温かいご支援とご支持をいただき、引き続き行政の推進に取り組むことになりました。寄せられた使命の大きさと重責を厳粛に受けとめ、町の発展に全身全霊をささげる覚悟でございます。

私としましては、これからの目標といたしまして、まず財政健全化を堅持していこうと、こういうように思っております。10年の改革プランの区切りでもありますし、今までのように無理、無駄を省きながら、民間活用もアウトソーシングも方策を取り入れ、財政健全化に努めたいというのが、引き続きの課題であります。

それから、大きなことで短期のことで、こども園の創設とあわせて地域の活性化につなげていきたいと、こういう思いでおります。子どもを通じ未来の新しい社会、未来の新しい忠岡町をつくれればと、こういう思いで創設に向けて住民各位に訴えていきたいと、こういうように思っております。

それから、広域事業を前進させていくと、こういう決意でおります。ご承知のように、し尿処理で皆さん方にも訴えたように、参考にして、国民健康保険、水道事業、ごみの焼却、防災、消防、それに観光の広域化等々のことを積極的に取り組んでいきたいと、こういうように思っております。

過去12年の経験を生かして、未来の忠岡づくりとして、変えるのは今ではないかと、この時節ではないかと、こういう思いで、このことについて頑張っていきたいと思ってお

りますので、議員各位のご指導、ご鞭撻、住民の理解を得たいと、こういうように思っております。

今議会にもそういった点で出てこようかと思いますが、よろしくご指導のほどお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、11番 高迫千代司議員、1番 杉原健士議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月22日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。よって、会期は12月22日までの14日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

松井秀次監査委員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。松井議員。

監査委員（松井 秀次議員）

例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、平成28年8月25日、9月21日及び10月27日に行いました内容で、帳簿等は、同年7月31日、8月31日及び9月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 松井 秀次

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従って、発言を許します。

なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

まず、初めに三宅良矢議員の質問を許します。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

無所属、三宅良矢、ただいま議長の許可を得て、一般質問をさせていただきます。お手元の一般質問通告書に基づき、12月定例議会の一般質問をさせていただきます。

まずは、保育士確保について質問させていただきます。

昨今、保育士不足が問題化されており、忠岡町におきましても他山の石ではないと思われませんが、まずは現状における来年度の受け入れ見通しを踏まえた公立保育所の現状について、①保育士の必要量に対しての不足状況、②保育士をやめる理由についての分析、③保育士確保に向けた行動をどのようにされているか。この3点、まとめてご回答ください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

保育士の確保等についてのご質問をいただいたところでございます。現在の公立保育所における保育士につきましても、平成28年度、今年度におきましても実質的には充足していない状況でございます。この28年の10月時点においても、待機児童が5名発生しております。現状のままの保育士が来年度も確保できたとしても、年度当初における待機児童の発生するおそれがあることから、新たに保育士の確保について引き続き努力して

まいりたいと考えております。

保育士の退職する理由といたしますか、引き続き雇用の更新をされない際の理由につきましては、差しさわりのない範囲ではございますが、事情を聞く中におきましては、大部分が家庭の事情などであることから、具体的な個別の分析等は現在しておりません。

保育士の確保につきましては、引き続き、町のホームページ、広報紙による募集、ハローワークへの求人掲載、新聞折り込みチラシへの求人広告の掲載、また、お知り合いなどへのお声がけなどで確保してまいりたいというように考えておりますが、保育士が不足しているという昨今の状況でございますので、本町といたしましても、保育水準を確保することから、引き続き職場環境や処遇の改善などについても努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

先ほどの答弁を踏まえまして、2点ほどご質問させていただきます。

まず、職場環境と処遇の改善ということがございましたが、具体的にはどのように考えておられますか。

2点目です。また、そのご回答における努力、その職場環境の改善と処遇の改善等での努力では確保が難しい状況が変わらないという認識でよろしいでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

今現在も、非正規の人が両園にたくさん働いていただいております。職場環境の改善ということにつきましては、できるだけ非正規の方にも正職と同じように働きやすい環境ということで、現場の園においても取り組んでいただいております。当たり前のことかもわかりませんが、きちんと休憩時間がとれるとか、休みを取得しやすい環境ですとか、そういったことについては、これまでも取り組んでおりますが、引き続き取り組んでいただきたい、あるいは取り組んでまいりたいというように考えております。

それから、職場環境以外に、いろいろ昨今保育士不足ということから、新聞報道あるいはテレビ等においても待遇面の、いわゆる給与面のことが大きくクローズアップされているところがございます。本町におきましても、具体的にできるだけ非正規の方の賃金というものについても、近隣と比べて遜色のない程度に引き上げてまいりたいというふうに考

えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

2点目の質問ですけど、その努力において保育士の確保の見通しは難しいという認識を持たれているということによろしいでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

引き続き非常に確保については厳しい状態であるというふうには認識しております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご回答ありがとうございます。まあ、これは僕自身が養成校の教員の方と話したことなんですが、続けるための要素ですね、保育士が。確かに給与、待遇はもちろんです。で、職場の人間関係もあると。あともう1点大きな話になったのが、やる気のある職員の意見を取り入れて、要は行動に移せるかということが話の争点になりました。予算ですね、年々新たな教育メソッドとか、あとはいろんな知育玩具を含めていろんな取り組みというのが世の中にいろいろ出回ります。そういったことをいろいろやっていきたい、柔軟にやっていきたいということができると、やる気のある保育士が続けることじゃないかという話になりました。

年度途中でも予算や方針を変更して、そういった運用、活用ができる意思決定の柔軟性を見れば、今の流れを見れば、保育所、幼稚園、認定こども園に関しましては、民間事業者に対する期待のほうが高いために思われますが、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

もちろん本町におきましても、若い職員がいろいろ工夫して、どんどんやれる環境ということについては、本町の保育所においてもそういうような環境を生んでいくということについてはもちろん取り組んでいるところでございます。で、民間の場合といたしますか、やっぱり民間と公立を比較しますと、民間の場合においては公立園のように予算の制約とか、行政組織としての手続を踏んで事業の実施をしていかなければならないというふうな行政上の硬直性といいますか、手続の煩雑さなどが、民間法人を運営することにおいてそういったことはなくなり、非常に柔軟で迅速な対応が民間の場合は期待できるのではないかなというふうなことについては、民間でお願いするという事の中でのメリットの1つではないかなというふうには認識しております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご回答ありがとうございます。私の考えの結論から言いますと、認定こども園の民間参入を促進を促してほしいということになります。ただ、給与を含めた待遇となりますと、公立より大きく差があるという現状は、これはもう確かなことですので、仮に民間の認定こども園を選定するという事になった際の条件として、人材確保の視点を重視するということをまずご確約いただけないかなということですよ。

例えばですが、収入における一般職員の人件費比率ですね、総収入における人件費比率を一定以上確保しているのかとか、あとは受ける運営法人の一般職、要は施設長が例えば年収1,000万円をもらっていますと。あと、みんな職員が200万、300万ですよという社会福祉法人等は結構ざらにあります。ですので、そういったようなところではなく、本当にちゃんと職員の給与面に関しては、公平性を一定以上確保しているか。また、一般職員の平均勤続年数など、現場目線での運営を行っているところを促すような形で参入を促進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

仮に、今のご質問にあるとおり民間に移行というようなことに、もちろんそういうような場合であれば、民間の移行に当たりましては、職員の配置ですとか、職員のいわゆる構成ですよ、そういった部分についても、現在の本町の状況というものを基本的には承継

していただくということになると思います。また、職員の確保ですとか資質の向上、また待遇面等につきましても、移管後における教育水準の確保でありますとか、保育の水準を確保するという意味からも非常に大変重要であるというふうに考えているところでございますので、それらについても認定こども園法や教育基本法など各種の法令等に基づいてきっちりと取り組んでいただくよう、仮に移管するとなれば、そういった移管法人の選定等に当たっても十分考慮してまいりたいというふうに考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。職員さんがしっかりと働きやすい環境が、やっぱり子どもたちにとっても利益になると思いますので、よろしく願いいたします。

また、仮の話が続きますが、次の質問に移らせていただきます。認定こども園についてでございます。仮の話がまた続きますが、仮に民間での認定こども園移行における、移行した場合、節減効果の見通しや検証は行われていますでしょうか。また、節減された効果額があるとすれば、その使途についてどのようにお考えでしょうか、ご回答ください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

もちろん民営化と決まったものではございませんけども、仮に民営化となれば、少なくとも忠岡地区の幼稚園、保育所の運営にかかる経費や、今現在老朽化した施設の建てかえ、また修繕などにかかる経費について、それらについても町の財政負担の軽減になります。ただし、民間に対する施設型給付費の給付が発生いたしますので、その差し引き分が節減効果になると考えております。

具体的な金額につきましては今現在精査しておりますので、お示しすることはできませんが、この効果額につきましては、町全体の施策との整合性を図りながら、本町の教育、子育て支援施策に活用できるように考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。これは今の回答についての質問になりますが、どれほど節減されるかについての金額は後々わかるということによろしいでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

財政負担の軽減等の効果額等につきましては、また示せるときにいずれかの時点で示してまいりたいというふうに考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

先ほどの回答の中で、教育、子育てにということをおっしゃっていただきました。例えばですが、守口市では削減分を保育料完全無償化に充てるなどの取り組みの報道が、先月か、されてはりました。私自身は完全無償化ということに関しては反対の考えを持つ立場の人間ですけど、そのことについてはちょっとここでは話は述べません。ただ、一定の所得軽減に充てるというようなこともできるでしょうし、例えば残された公立保育所の非常勤職員の福利厚生、あとは、例えばですが、最近大学と自治体が包括提携をよくいろいろなところで結んでいます。例えば保育所内で大阪体育大学の、例えばですが、大体大の学生が走り方とか運動を教えてもらうようなことに来てもらうなど、子育て世代にとって目に見えて喜ばれることって多くあると思います。そのような子どもに対しての節減分を使っただけですでしょうか。ご回答よろしく申し上げます。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

効果額につきましては、先ほどの答弁のとおり、教育、子育ての支援に活用してまいりたいというふうに考えておりますが、具体的にどのような施策に活用してまいるかにつきましては、その時々々の住民ニーズもございますので、町全体の施策と整合性を図りながら、その時々々に検討してまいりたいというふうに考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。その整合性についても、また、住民意見をしっかりとお聞きいただけたらと、保護者の意見を酌んでいただきたいと思います。

ただ、これについては保育所、幼稚園だけじゃなくて、例えば子どもという、教育という分野で考えるのであれば、小・中学校もそういった取り組みを導入するのは可能かなと思います。このような財源を用いて、例えば月に2回でも、要はそういう大体大のプロの学生さんによって児童・生徒への部活動における指導導入等の話があれば、されるような意向は教育委員会としてはあるでしょうか。ご回答ください。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

富本教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員から本当に教育に対してありがたいお言葉をいただきました。その効果額がいかほどになるか、また、先ほども部長が答弁いたしました。その時々町のニーズ等も勘案しながら、また、一番学校現場が求めている、何をすれば広く子どもたちにそれが還元されていくかというふうな部分を判断しつつ、決定していきたいなというふうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。できる限り導入を、検討ができるのであれば進めていただきたいと思いますということで、この部分についての質問は終わらせていただきます。

次に、選定方法に移ります。認定こども園のコンサルタント業者が指名競争入札で選ばれましたが、その選定過程の議事録が非公開であります。これは今後どのような立派なもので、住民がどのような事業者が選ばれたと仮定したとしても、精査内容の原点と言える部分で不透明さが残れば、いつまでもそこに対してけちがつくというようになります。今後はほかの事業を含めて、選定に関する議事録を原則公開されてはいかがでしょうか。ご回答願います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

幼保一体化推進基本計画の策定業務委託につきましては、指名競争入札で事業者を選定したところでございます。本件は、指名委員会に諮る案件となっておりませんので、指名業者の選定につきましては所管課で行い、決裁文書をもって決定しておりますので、会議録についてはございません。また、指名委員会に諮る事案につきましては、議事録を含め非公開となっておりますので公開することはできませんけれども、それ以外の入札案件に係る指名業者の選定につきましては、議事録はございませんけれども、決裁文書について情報公開請求をしていただければ公開できるものと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

すみません、今の回答からお聞きします。つまり、所轄課でどのように選定されたかが書かれた理由書というものは、理由が書かれたものは文書として存在しないということでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

選定の理由につきましては、決裁文書に記載はされておりますので、それをもって公開はできるものと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。公開ということだけでいただけるということなんですが、ただ、ちょっと前から疑問に思っていました、要は情報公開請求の扱いについてなんですが、要は請求すれば公開できる情報、あと請求しても公開できない情報、請求しなくても公開となる情報と分けることができるとは思いますが、基本、忠岡町はそのような情報公開に対

する線引きというものは存在しますでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町が保有する情報につきましては、原則として公開と考えております。ただ、例外といたしまして、公開しないことができる情報と、公開してはならない情報がございます。その判断基準につきましては、情報公開条例の規定にのっとっているわけでございますけれども、請求しなくても公開できる情報につきましては、明文化されたところがございませんので、その都度個別に判断をさせていただくということでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

先ほどの質問の内容からして、当面、具体的基準は文書をもって明確化する予定はないということよろしいでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

具体的に線引きができるような説明はしかねるところでございますので、その分についてはちょっと策定の予定はございません。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。では、次の質問に移ります。総合事業につきまして質問させていただきます。

総合事業につきまして、住民参加を促すB・C型のサービスが見送られたことを踏まえまして、なぜ住民主体のサービス活用を計画しないのか、ご回答ください。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員ご質問いただきました件でございます。介護予防・日常生活支援総合事業のサービス類型の中で、多様なサービスとして、住民主体による支援の訪問型サービスBや通所型サービスBが想定されております。これは、有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援となります。本年度、社会福祉協議会がボランティアセンターを立ち上げましたが、登録自体が少ない状況にあります。現状におきましては、現行相当サービスや緩和した基準によるサービスAにより、総合事業へのスムーズな移行を優先に事業の展開を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

先ほどの答えの中で、ボランティアという言葉がありました。ただ、ボランティアという言葉は、私たち専門職の間でも、安価な労働力を押しつけられているのと違うかというような認識で捉えている方が結構現場目線では多いのも、これは事実です。例えばですが、基準が柔軟であれば、見方を変えれば、既存の事業所が自分の事業所のスキルアップや社会貢献につなげていけるとか、以前、松井議員がお話しになっていたことですが、散歩途中にデイケアに寄って気軽に器械を使い、例えばワンコインでもいいかもしれないです。運動させてもらうことで、そこに1人当たり幾ばくかの給付をするなど決して安価な労働ではなく、ビジネスの機会拡大というふうに捉える視点が、介護の業界も重要であると思います。

ですので、今後は行政におきましても、ボランティアという枠にとらわれない視点での声かけや制度設計、参入促進を心がけていただけないでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今後、ご提案等がございましたら、検討、検証はさせていただきます、可能であれば取り入れてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ご検討よろしく申し上げます。今後また提案させていただきます。よろしくお願ひいたします。

次に、ごみ袋についてです。出産の際に渡します40リットルのごみ袋が、例えば核家族であると大き過ぎるといふことがあります。今後は20リットル、30リットルなど大きさを選べるようにはできませんでしょうか、ご回答願ひます。

住民部（山田 昌之次長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

山田次長。

住民部（山田 昌之次長）

お答えいたします。本町では、ごみの減量化を目的としまして、平成20年10月より一般家庭ごみの処理について有料化を実施し、その負担軽減対策として、特にごみの減量の取り組みに負担のかかる乳幼児世帯や高齢者を介護している世帯、身体障がい者のいる世帯に対しまして、指定ごみ袋の無料配布を行ってまいりました。

ご質問の45リットルごみ袋が核家族では大き過ぎるといふことで、20、30リットルなど選べるようにすべきといふご要望については、これまでそのような住民の皆様のお声も聞こえてまいりませんでしたことから、45リットルのみの配布としておりましたが、今後は選べる方法も検討してまいりたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお願ひします。次の質問に移らせていただきます。

ふるさと納税について質問させていただきます。ふるさと納税の状況及び呼びかけ、PRについて、今後どのように行動されていくか、ご回答願ひます。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町のふるさと納税の状況につきましては、平成27年度におきましては13件、84万8,020円でございます。本年は10月3日から返礼品の拡充とインターネットサイトでの募集を開始したことにより、11月末の時点ではありますが、162件、726万円に達しております。また、他の市町村の場合、12月中の寄附額が他の月と比較いたしまして最も大きくなるということでございますので、本町では今般、増額の補正予算を計上させていただいたというところでございます。

次に、ふるさと寄附金のPRにつきましては、ホームページへの掲載、あるいはパンフレットの配布により行っているところでありますが、パンフレットにおきましては、議員からご提案をいただいたこともございまして、QRコードを掲載して、簡単に返礼品の一覧ページへアクセスできるように工夫をしております。

今後の展開につきましては、返礼品の協力事業所の増加、あるいは返礼品の充実に努め、また、東京日本橋にございますふるさと情報コーナーでの配架を初めといたしまして、パンフレットの配布方法もこれから検討してまいりたいと考えているところでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。パンフレットを1,000部刷ったということをお聞きして、私もそのうちの何部かいただきました。もう既に忠岡由来の外に出ていった友人に20部ほど渡させていただいたんですけど、そういったように、あとはこういった個人個人が積極的に頼むで頼むでと言うのとプラス、成人式とかイベントですね、要はノスタルジーに訴えかけるというか、積極的な展開と、納税していただいた方へのフォローですね。また、来年度以降も毎年しないといけないので、そのフォローは引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、まちづくりについて質問させていただきます。以前に質問しましたセルフビルド方式について、その後の検討経過をご回答ください。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本件につきましては、9月の議会におきましてご提案をいただいているところでござい

ます。その後の進捗につきましては、現在、地域活動団体などの皆様にどのようなことをどのようにしていただくのか、あるいは任せることができるのかにつきまして検討しているところでございます。

その中で、最も議論になっているところですが、作業中のけがや事故に対する責任の区分、あるいは施工後における公有備品などの安全性の確保についてでございます。本町におきましては、地域コミュニティの醸成、あるいは修繕経費の軽減、工期の短縮につながると考えておきまして、まちづくりにおける地域活動団体などの皆様の活躍に本当に期待をしているところでございますけれども、少なからず調整の必要な部分がございますので、取りまとめることができるまで少々お待ちいただきたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。既にもう行われている自治体もありますので、そういったところを参考にまた私も聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。進めていただければと思います。

すみません、続きましてホームページのリニューアルや公式フェイスブックについて、情報公開について質問させていただきます。以前質問しました内容を踏まえて、その後どのような状況でしょうか、ご回答ください。

町長公室（明松 隆雄理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松理事。

町長公室（明松 隆雄理事）

本件につきましては、3月及び6月議会で議員よりご質問をいただき、調査・研究を行ってまいりました。ホームページのリニューアルにつきましては、平成25年度に実施したところであり、その後、文字変換や検索機能の強化を行い、充実を図ってきたところでございます。

議員ご提案のカレンダー機能につきましては、現行のホームページに導入する場合は、これまで調査しましたが、大きな経費がかかるため現状では困難であると考えておりますが、引き続き現行のホームページにおいて創意工夫し、行事やイベントを初め給付事業や新規施策などの情報をより見やすく、よりタイムリーに発進したいと考えております。

また、ソーシャルネットワークシステムのいわゆるSNSの中で位置しますフェイスブックの機能整備につきましては、個人のフェイスブックとは異なり、公的なフェイスブッ

クは記事を掲載する担当職員の管理マニュアルの徹底、操作方法やスキルを身につけるための研修やポリシーの整備などが必要であり、導入について研究しているところでございます。

本町では、SNSについて、人と人とのつながりを促進し、手軽に情報発信や情報入手ができる有用な媒体であると理解しておりますので、引き続き調査・研究を行い、早期の実現に向けて取り組んでまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

リアルタイムに発信できる強みを生かして、導入検討を進めていただきたいと思います。

最後の質問になります。福祉バスについてです。この質問で終わらせていただきます。質問にあります運行ルートの見直しや検討は定期的に行っているのでしょうか。また、民間活用等の見地から、例えば駐車場とかを設けることも最近嫌がられることもあるとよく聞きました。であれば、例えばですが、スーパー、コンビニ、銭湯、病院や診療所の福祉施設などの駐車場を活用させていただきまして、車内や公共施設内にPR用のチラシや割引券を置くなどすることを引きかえに、支援金等をいただくなどの取り組みを進めていただければいかがでしょうかということを、あわせてご回答を最後にいただければと思います。

議長（和田 善臣議員）

東部長の答弁をもって終了しますので、よろしく申し上げます。東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、福祉バスの運行ルートにつきまして、検証、検討につきましては、毎年予算編成の時期でございます。そのときに定期的に行ってはおります。どのような時間設定が総合福祉センターの利用につながるのか、また、限られた時間での運行となりますので、どのようなルートが利用者様の促進につながるのかを検討しているところでございます。運行ルートにつきましては、本年度いろいろな方からご意見を頂戴いたしているところでございまして、時間的また財政的制約の中でどのようにすればいいのか、ある面では福祉バスのバス停付近の住民の皆様になれば迷惑施設という面もございまして、設置場所等についても苦慮しているところでございます。バス停の設置につきましては、地域住民の方々のご理解も必要でございますので、さまざまなことを検討しながら、現状ででき得るよりよい福祉バスの運用を検討しているところでございます。

また、本年度は、来年度の介護保険事業計画策定に当たり、介護サービス利用実態調査

を行います。その中で、主に高齢者になりますが、福祉バスにつきましても皆様のご意見を頂戴したいと考えております。また、今、議員ご質問いただきました民間活用の件につきましても、検討をしてみたいと考えて、可能かどうかを検討し、もし行えるということであれば進めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、高迫千代司議員の発言を許します。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

1 1 番、日本共産党の高迫です。1 2 月議会の一般質問をさせていただきます。

まず初めは、防災行政についてお聞きをいたします。

日本は明らかに地震国であり、火山国です。日本の国土面積は世界の 0. 2 8 % ですが、世界の地震の 1 0 % は日本で起きています。火山活動は 7 から 1 0 % です。そして、地震や火山の活動には揺らぎがあります。つまり、活動期と静穏期です。行ったり来たりするわけですが、現在は明らかに活動期に入ったと見るべきでしょう。

4 月 1 日の三重県沖のマグニチュード 6. 5 の地震、1 5 日には熊本・大分で震度 7 を 2 度繰り返す大地震、6 月に北海道でマグニチュード 6. 3 の地震、1 0 月に阿蘇中岳でレベル 3 の噴火、鳥取中部でマグニチュード 6. 6 の地震、1 1 月には和歌山県北部で震度 4、マグニチュード 7. 8 の地震があり、忠岡町でも大きく揺れました。

最も心配される南海トラフの大災害は 3 0 年以内に 8 割の確率ですから、いつ起きても不思議ではありません。そんな大災害や津波が押し寄せてきた場合、本町の海側の人たちが避難する際、足の弱い方はまず避難ビルを利用されると思いますが、多くの方は文化会館や福祉センターを目指して緊急避難されてこられます。休日や夜間は、これらの施設が閉まっていますから、いち早く役場の職員さんが駆けつけてくれることになっているのでしょうか。これまでも何度かお聞きをいたしましたが、忠岡町ではいまだその体制がつくられていないようです。

そこで、近隣を調べてみました。泉大津、複数の職員を決め、鍵を持ち、施設にマニュアルを用意している。岸和田、複数の職員を決め、鍵、マニュアルを持っている。高石、複数の職員を決め、鍵は危機管理室で保管している。貝塚、複数の担当者を決め、鍵、マニュアルを持っている。泉佐野、複数の職員を決め、鍵を持っている。田尻町、担当職員

は決まっております、鍵を持っている。泉南市、避難所近くの職員が担当に決まっております、鍵は持っている。旅行する場合などは他の職員に渡す。地元の役員も鍵を持っている。岬町、担当職員は決まっている。今、鍵を渡す準備をしている、などであります。

忠岡町では、この近隣を含めて準備されている状況を見て、なぜこの初歩的な段取りができていないのか、不思議に思っています。どうされるおつもりなのか、公室長さんよりお聞きをしたいと思えます。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

避難所の鍵の件でございます。今、教えていただいたとおり、他市町におきましては複数の担当者を決めて、鍵を複数であけに行く体制をつくられているというところがございますけれども、本町は避難所の鍵につきましては自治防災課あるいは施設担当課に保管をしております。それと、おっしゃられたように、担当の部単位で本町の場合、指定をしているというところで、個人の担当ということにはしておりません。それにつきましては、必ずしもその担当の職員がそれに担当できるかどうかというのが難しいところもございまして、そういうような形でしているところがございます。

ただ、本町の庁舎から避難所まで行くとなりますと、やはり避難所に避難してこられる方のほうが早く到着するということが当然考えられます。そういうところで、今現在は本庁舎から出向くということがございますけれども、自主防災組織の皆様方、ふだんご協力いただいておりますけれども、そちらのほうと両方で鍵のほうを管理してはどうかというふうには現在のところ考えているところがございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

他の行政区と違ったやり方をとられるというお答えです。その場合でも、自主防の方でも私は結構だと思いますが、その施設にいろいろ問題があった場合の責任、これは役場の職員の場合であれば、当然サービス規定その他ありますが、自主防の方にはそうした場合、どんな問題が起こるかということもあわせて考えをいただかなければならない問題だというふうには思っています。

ただし、そういうことを考えているということはわかりましたが、これはいつまでにやられるのか。ほかはもうできてるんですね。だから、それは公室長さんは今どの時期まで

にやろうというふうにお考えなんでしょうか。年内でしょうか、年度内でしょうか。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

年内、年度内と申し上げていただいたところでございますけれども、極力早い時期に対応できるように、またほかの団体のように、やはり職員の数も限られておるところでございますので、できるだけ指定のほうはしていきたいなというところでございます。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

今、公室長さんも言われたように、文化会館であるとか忠岡中学校の体育館ぐらいが主な対象になろうかと思っておりますので、それほど忠岡の場合、数多くありませんから、やっぱり責任ある職員さんの配置、これも含めて早期にご検討いただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

そのような体制をとってまいりたいと思います。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、2点目には、この緊急避難の後ですね、実際に避難生活が始まるということになりますと、その避難所開設の担当の職員さんは決まっていますのでしょうか。これは最初の問題と混同されないように質問を分けておりますが、また、私たちは水や食料など備蓄品の分散をこれまでも求めてきておりますが、いまだ進んでいないようです。進んでいない段階で災害が起これば、それは役所から運んでいただくということになるわけですが、そうした担当の方も決まっておるのかどうか、あわせてお伺ひしたいと思ひます。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町の防災計画におきましては、それぞれの各部のほうで対応をするという形をとっておりまして、先ほどと同様でございますけれども、個人の指定はしていないというところでございます。

11番（高迫千代司議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

つまり、個人ではないけれど、部として責任を持つということを今お答えいただきました。これは大変ありがたいんですが、実際はその避難所には必ず人が配置されるわけで、その部であれば順番にどういうローテーションになっていくのか、そういうこともちゃんとお決めいただければ、最初の方が責任を持って駆けつけるという形になろうかと思えます。いざというときに、集まってから決めようかということではなしに、そうした手順というのがどこともとられていると思いますので、忠岡町も部単位ではあるけれど、まず最初に担当されるのはどなたかということまでやっぱり決めていただく必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

私どもも初動マニュアルに沿って活動をしていくというところございまして、今後より具体的にどういった形をとっていけるのかというところを、さらに細かく規定をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

よろしく願いします。あわせて、備蓄品の分散という点について、今、話が出たついでにお聞きしますが、総合福祉センターを建てるときには、そうした機能を持たせるんだ

というご説明もございました。これらについて、そういう機能も含めて生かしていくというお考えであったと思うんですが、これらについてはどんな時期にどういうふうなことを考えているのか、お聞きしたいと思います。決算委員会などでは、まず備蓄品の量が膨大にふえたので、それを優先したいというふうにお聞きいたしております。これはこれでよくわかります。ただ、その場合でもある程度分散していたほうがより効率的な場合もございますから、そのご検討はなされているのかということも含めてお聞きしたいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

福祉センターにおきましては、私どもも配置をしてまいりたいということで、そういう位置というんですかね、そこまで決定をしていったところでございます。で、それ以外の避難所もございまして、施設によりまして備蓄が可能なところと不可能なところが現在ございます。できる限り私どもとしても、前回お答えの中では備蓄に今力を入れているという回答をさせていただいたかなと思いますけれども、できる限り、危険分散という言葉もございしますので、分散ができるようなところに早くしていきたいと。現在のところ水につきましては、本町の庁舎と消防署に分散しているというところでございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

3点目に、いざというときに自力で逃げることのできない要援護者の方々、この方々をどうするかということについては、以前から担当されていた職員さんにお聞きしても、非常に力を入れて取り組んできたんですと。取り組んできたんですが、先日の決算委員会でお聞きしたところでは、要援護者と、それからその人たちをお助けするといいますか、援護される方ですね、この方のマッチング率は35%ですというふうにお聞きをしました。この数字だけ見たら、大変よくやられているというふうに私は思いました。

そこで、みずからの体験で申しわけないんですが、私の住んでいるところは一番海に近い北区というところなんです。ここでは要援護者が約100人ぐらいいるというふうに聞いております。で、私を含めてそういうボランティアに参加しようと希望した人は30人ぐらいだというふうにお聞きしました。30人ということになると、実際必要な方々の3分の

1しかできていないということなんですが、問題なのはその少なさではなしに、いまだにそのマッチングの要請がないんです。つまり、この地域では一番津波が来た場合に避難しなければならないし、自力でできない人を助けなければならないというところが、本当にそういう体制ができ上がっているのかどうか、この点が大変疑問ですので、全体は35%ですけれど、北区や西区や東区のマッチング率は高いのか低いのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

町全体で見ますと、マッチング率は35%というところでございますけれども、線路より西側の地域というふうに説明させていただきましても、この中ではマッチング率は9%ということになっております。どの地区におきましても支援者が集まらないという現状ではございますけれども、非常に重要な地域が特に低い率となっているところでございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

私が今、具体的に名前を申し上げましたが、そこに出ていない南区ではよく進んでいるというふうにも聞いています。つまり、その他の一番必要なところがやっぱり低いのかなというふうに感じております。

そこで、忠岡町もそうした地域の自治会や自主防災組織の皆さんと協力して、これに取り組んでいただいているということはよくわかっております。よくわかっておりますが、数字がそういう冷厳な事実を物語っているわけですから、やっぱり指導していただく場合は、たとえ援護者が3分の1であろうが、やっぱり必要なところにマッチングをして、いざというときにすぐに駆けつけることができる体制、これを少しでも少しでも積み上げていただくというやり方が、一番必要なときではないかなというふうに思うんです。全部そろいましたから、さあどうしましょうというのではなしに、少ない人数でもその人たちで助けられる必要な方はどこにおられるかということ、地域の顔の見える人たちですから、ちゃんと協力して、少ない段階からでもつくって効果を上げるようにしていただくのが必要なことではないかというふうに思われます。そうしたご指導というかご協力というか、これは忠岡町のほうでは呼びかけてしていただけるんでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今、ご質問いただいているとおり、かなり率が低いということで、これ、なぜかというところがまず1つだと思います。私どもの周知、説明が非常に不足しているというところであると考えております。この制度、平成26年度からでございますけれども、その創設当時、主体となつていただきます自主防災組織の皆様方に説明をさせていただいて、その後、民生委員様、あるいは各地区での説明会などを開催させていただいて周知を図ってきたというところがございますけれども、最近では自主防災組織の皆様にご事業の推進をお願いするというにとどまっているというところがございます。

それに加えて、十分に説明はしているつもりではございますけれども、災害時にいざ支援者になるとしますと、いかなる状況であっても支援をしなければならないというふうな、非常に強い使命感をお持ちになっていただくということになります。これが1つの大きな要因ではないかなというふうに思っています。で、そのために要支援者の方々には複数の支援者をマッチングしていただきまして、必ずしも全員が行くということではなく、支援できる方が支援できるときに行つていただくというようなことをご理解いただいて、私ども支援者のほうをこれから確保してまいりたいというふうに考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

それで、今、結論として、支援者を確保して、絶対数はそろわない中でも、少ない人数でも必要な方にはちゃんとマッチングをして取り組んでいただくということについてはよろしいわけでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

一つ一つ積み重ねていくということでございますので、そのとおり実行していきたいと考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、子どもの貧困についてお伺いをいたします。最近は何度も取り上げてきた課題がありますが、原因は思われるとおりの親の貧困にあります。特に我が国に製造業が派遣が解禁になったと、こういう労働者派遣法を受けて、低賃金の派遣労働者が今や全体の4割、こういうふうな数になってきています。その一方で、大企業の内部留保というのは300兆円を超えて上昇し続けています。かつ、企業の人件費削減部分に匹敵する額が、株主の配当、役員報酬として増加をしているというのは、如実な数字であらわれているところです。

その結果、何が起こってきたかといへば、ワーキングプアと呼ばれる年収200万円以下の方々が1,000万人を超えて、さらにふえている。この格差と貧困が一層深刻になっているということが一番ベースにあります。それが改善されるどころか、さらに労働者の派遣法は底なしに、青天井なしにやられようというふうな、ひどい法案まで考えられている状況のもとにあります。

そのもとは政治で解決をしていかなければなりません、私たちが今できることで今質問をさせていただいてる中で、特にひとり親の相対的貧困率というのは58%で、OECD諸国ワトスワン。こんな中で、皆さんご存じだと思うんですが、キャロライン・ケネディというアメリカの駐日大使、この人が日本は仕事をするだけで貧困率を下げることにできない唯一の国だ。つまり、働いても貧乏になっていくんだと、不思議な国だなというふうの評価しているんです。また、同じひとり親でも父子家庭の貧困率は19%ですが、母子家庭の貧困率は66%、3人に2人が貧困なんです。心ない人がよく言われるような、怠けているから貧困なんだよなどということはないという冷厳な数字です。

そうしたことがありまして、忠岡もかつては新入学の準備の費用も含めた児童奨学金制度、こういうものを取り入れておりました。これは忠岡町が全国や府平均より母子家庭の方が多くおられることにも原因があると考えています。そうした点も踏まえて、私たちはこの子どもの貧困問題を取り上げています。

いろんな分野の願ひはあるわけですが、私がきょうお聞きしたいのは、さきの一般質問や決算委員会でもお聞きをいたしております就学援助の入学準備のための前倒しの件です。まず、確認をしたいんですが、決算委員会での答弁で、費用が高くつく新入学の準備に就学援助の前倒しを求めた際、1つは制服が、1つの業者の方が就学援助第1回の支給日まで支払いを待ってくれるというふうにお聞きをいたしました。これは実施していただければ大きな効果を上げるというふうには思っています。これはちゃんとやってくれる

のでしょうかということをお聞きしたいと思います。

もう1つは、1カ月早く支給するよう努力をされるということをお答えいただいておりますが、1カ月では残念ながら入学準備には間に合いません。しかし、教育長さんが驚かれたように、6月に出ていく修学旅行に費用が出るのが12月の支給だというこの問題は、1カ月早く支給することで改善されるのではないかというふうに思いますが、このさきの一般質問や決算委員会でお答えいただいた回答から照らしていかがなのか、確認をさせていただきたいと思いますが、お答えください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

新入学の準備等々に係る就学援助のことでございます。まず、制服の支払い等の件でございますけれども、決算委員会等々でもお答えさせていただいたとおりでございます。業者さん、何社かございますが、既にご協力いただいている業者さんがありますので、そこについては、いろんな状況があると思っておりますけれども、引き続きご協力をいただけるのかなというふうに認識しております。その他の業者につきましては、いろいろ交渉等はさせていただきましたが、業者さんのほうからしても、貸し倒れといいますか、そういうようなリスクもございまして、いろんな事情もございまして、なかなか厳しいというふうなご回答をいただいているところでございます。

それから、就学援助そのものにつきましてはの前倒しの支給というところでございますが、現在の就学援助の支給につきましては、これまでもご答弁させていただいておりますが、4月の受け付け終了後、所得確認ですとか、援助の算定額等の事務処理の関係から、第1回目を7月、第2回目を12月、第3回目を3月に支給しております。支給月につきましては、近隣といいますか、府内の市町村におきましても同様の事務の流れであることから、本町と同じように年3回、学期末に支給しているところや、10月と3月の年2回支給としているところが多いように聞いております。

就学援助の支給については、できるだけ早い時期に支給できるよう、本町より前に第1回目を支給している団体の支給方法等について研究しているところでございますが、本町の支給方法と異なる部分も多く、直ちに同じような方法で処理を進めていくというのは難しい状況ではございます。しかしながら、引き続き府内の市町村の状況を調査研究してまいりながら、いわゆる中学校の新入学用品に係る部分につきましては、次年度以降できるだけ早い段階で、入学準備に間に合う支給ができるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。1カ月程度等々、できるだけ7月を6月であるとか、5月であるとかというふうな検討もいたしておりましたけれども、入学準備ということでございますので、

本来の支給からいきますと、その準備金をお支払いできるようにというのが一番いいのかなということでございますので、それに向けて現在調整している、あるいは努力しているところでございます。

11番（高迫千代司議員）

議長、すみません。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

今のご回答で、制服については1社が協力していただくということですから、これはそのお困りの方についてはありがたいことだというように思います。入学準備で高くつくのは、小学校ではランドセルと制服、中学校では制服、それから体操服などであろうと思うんですが、この大きな制服が1社が協力してくれて、7月まで支払いを待ってくれるというのであれば、これはお困りの家庭にとってはありがたいことだというふうに思っています。これは昔でしたら、どこのご家庭も多少の蓄えはあったんです。しかし今、低賃金が続いて景気が悪くなる中で、貯蓄を持たない家というのが圧倒的にふえてきてるんですね。特に若い人の中では。だから、この問題が大きくクローズアップされてるんです。

ですから、今、制服の問題で改善していただくということは結構なことだと思いますので、ぜひお困りの皆さんには、そうした制度があるよということを知っていただきたいというふうに思います。

今、柏原部長さんのお答えいただいた中で、修学旅行の6月に行くのに、お金は12月にしか出ないという、この問題の解決についてはどうなのかということをお伺いしたんです。それで、1カ月早くできて6月やったら、ちゃんと間に合うのではないかとということをお聞きしたんで、その点のお答えはいかがでしょうか。もう一遍お聞きします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

中学校の修学旅行の費用に係る就学援助の支給でございますが、次年度以降、できるだけ早く事務処理をしていただけるよう学校側にも要望といたしますか、調整させていただきまして、できるだけ早い時期に支給ができるよう取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ぜひよろしくをお願いします。

そこで、本題に入りますが、入学準備の問題は1カ月早くしていただいても間に合いません。この前倒しはどうかというお考えを以前からお聞きしております。各地で取り組みが進められておりますが、特に東京の八王子市、ここが進んだところだということで、資料は事前にお渡しもさせていただきましたが、既にお持ちのようでありました。で、こういうふうな形で入学準備金を増額しているところもありますけどね、この八王子は入学準備金だけを抜き出して先に支給するというので、予算そのものはふえません。ですから、忠岡町の現在の予算の範囲であることができるというところがポイントです。

第2のポイントは、前年の所得を用いて計算しますので、早くなります。こうした制度なら忠岡町でも十分やっていけるのではないかというふうに思います。この方式を忠岡町が取り入れたら、文科省の言っている児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるようにという、この通知に沿った解決法だというふうに思いますので、先ほど部分的にはお答えいただきましたが、柏原部長さんのほうではいつからやろうとしているのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長、時間がないので簡潔をお願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

新入学に係る部分については、できるだけ早く本来の支給の、いわゆる入学前の準備期に間に合うようにということで今検討しております。具体的には、29年4月という分につきましては、予算上の制約ですとか、支給に当たって再度申請をしていただくと、そういった部分の事務処理の関係もございまして、今検討しておりますのは、平成30年の4月、中学校に入学される方からの入学学用品については、現在よりも早い時期、いわゆる3月に支給できるように事務の改善について努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。ありがとうございます。以上で一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、高迫千代司議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

6 番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、介護保険についてであります。

現在、第6期介護保険サービスが3年の計画で実施されておりますが、3年目に当たる来年4月から新規で認定を受けられる要支援1・2の方から順次、本町は総合事業、つまり介護給付から安上がりのサービスへと段階的に移行するとされています。

先日の全員協議会で、介護報酬が今までと変わらない100%の額である現行相当と、緩和した基準サービスA、現行相当の約80%の額での日常生活支援総合事業実施要綱案の説明がございました。約80%の緩和した報酬では、資格を持っていない12時間の研修を受けただけの無資格者が訪問サービスの提供ができて、通所型サービス、デイサービスも、利用時間が現在は6時間程度が、3時間から4時間程度と時間も短縮されます。

安上がりのサービスを導入せずに、今までどおりの報酬でサービスを提供する、それはつまり要介護になったり、重度化を防ぐためにも大事なことだということは何度も党議員団でも言わせていただいています。緩和した基準をすることによって、サービスの低下につながるのではないのでしょうか。これについて担当部長より答弁をお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問の総合事業への移行時期は、平成29年4月1日で介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、それぞれ訪問型サービス及び通所型サービスに移行いたします。現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同じサービスを総合事業においても実施いたします。それに加え、多様なサービスとして、緩和した基準によるサービスの訪問型サービスを開始するものです。介護保険法の趣旨にのっとり、要介護状態等になることの予防、または要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止、及び自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを行ってまいります。

単価について80%を取り入れることによって、サービスの低下につながるのではないかとございますが、現行相当サービス、そして介護保険の料金の抑制、介護人材の不足等の問題が今後見込まれるため、必要な方に必要なサービスを届けていくこちら

の総合事業を行ってまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

国が進めますこの予防給付の見直し自体が、介護保険の給付費を抑制することが目的であります。今、ご答弁もいただきました介護料金の抑制につなげるということです。しかし、この80%の安上がりのサービスを入れることによって、悪化を防ぐ、日常生活の自立を促すということではありますが、自立と申しましても、なかなか要支援に認定された方が自立できるのか、日にちによって介護状態に移ると。例えば、短期的にけがなどで要支援の認定を受けて、短期間使われる方もいらっしゃると思いますが、なかなか自立に向かっては難しいのではないかとこのように思います。

さきにも申しましたが、サービスAで基準が緩和され、ホームヘルパーの資格がなくても一定の研修を受けた無資格者、この方が訪問サービスを提供できて、訪問事業責任者も無資格でよいとされています。ヘルパー資格を持っていない人が訪問サービスするということは、いろんな問題点が出てきます。個人情報ちゃんと守れるのか。認知症になってきていないか、ちゃんとそこら辺の見きわめができるのでしょうか。訪問して、家の掃除だけすればいいというものではございません。ちゃんと利用者に変化がないのか、重度化につながらないか、そういったことを把握するためにも、ちゃんと資格を持ったヘルパーさんがサービスを提供することが大事だということふうに思っています。

また、通所型サービスAに至っては、看護職員も生活相談員も機能訓練指導員も配置の必要がなく、資格不問の従事者が、利用者15人に1人配置されるだけでよいという基準になっています。利用者が体調を崩したような場合、看護師など資格者がいなくて、適切な対応が本当にとれるのでしょうか。このことからサービスの低下につながる、そのことは明らかであると思います。そのことは認識されていますでしょうか。もう一度ご答弁お願いしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

本町の総合事業につきましては、議員がおっしゃるように、現行相当サービスと緩和した基準によるサービスを取り入れてまいる予定でございます。しかし、利用者様につきま

しては、必ずケアマネジメント、その方に必要なケアマネジメントを行ってまいりまして、その利用者さんが現行相当サービスが必要ということであれば、そちらのほうをご利用していただくようにケアマネジメントを行っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

その方々によって緩和したサービス、または現行サービス、そのどちらかを使うということになるわけなんですけれども、ここで2番なんですけどね、来年4月から新規での要支援1・2の認定者は緩和したサービスに移行する、そういったことの計画になっていると思います。新規の人は現行相当は使えないということはないでしょうか。また、今利用していて、4月以降更新をされる方についてはどのように対処されるのか、ここが心配されるわけなんです。新規と、また更新の方ですね、その点についてどちらも選べるということなんでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

新規の方につきましては、必ず介護認定のほうをお受けいただきまして、その後、必要に応じて対応のほうはしてまいります。継続の方につきましても、必ず必要な方には必要なサービスですね、総合事業開始の時点で既にサービスを利用しているケース、サービスの利用継続が必要だとケアマネジメントにおいて認められるケースについては、介護予防訪問介護相当のサービス利用に配慮してまいります。

訪問介護員等による現行の介護予防訪問介護相当サービスについては、主に認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース等、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定されております。新規の方、あるいは継続の方につきましても、必ず適切なケアマネジメントを行ってまいり、利用者の自立支援に資する支援を提供してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

どちらも条件によっては新規の方であったり、継続の方でもあったり、どちらも条件によって現行相当、今までどおりの100%の報酬で変わらないサービスが受けられるということですが、私たちの立場は、このサービスA、緩和した基準は導入されることのないようにという立場でこの質問をさせていただいております。今までは何の隔てもなく受けられたサービスが、同じ要支援であって、今までと変わらないサービスと安上がりのサービスに分けられるということは、公平性に欠けると言えるのではないのでしょうか。どんな条件の人が現行相当が使えるのですか。また、現行相当がふえてきたら緩和したサービスに誘導する、そういったことが心配されるわけですが、その点についていかがですか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問の緩和した基準のほうに誘導するということですが、先ほどからも申し上げておりますとおり、その方に必要なサービスを提供させていただくこととなります。ただ、自立した日常生活の支援を実施すること、悪化を防止すること等が本来の介護保険の趣旨でございますので、その方たちが活動的で生きがいのある生活を送ることができますように、介護保険法にのっとり支援をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

現行相当であるのが本来の予防につながるものだと私たちは思っています。やってほしいことがやってもらえないということがあったり、困る人が出たり、そんなようなことがないように本町が責任を持って対応されるべきだと思っております。ですので、この緩和したサービスは導入しないということが、本町の責任を持ってのこの立場だというふうに私たちは考えています。

そこで、現在、訪問介護は月1回利用しようが4回利用しようが、包括でございましたので、1カ月に支払う利用者の費用負担は同じです。利用時間は1時間から45分、時間の短縮の改悪がされましたが、現状はどのような時間で利用されているのでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問の現状でございますが、調査いたしました結果、支援の方たちは80%の方が1時間、60分程度のサービスをお受けになられております。2割程度が45分のサービスをお受けになられておる現状でございます。

以上です。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

60分、1時間の利用が80%だということで、ほとんどの方が1時間使っておられるということでございますが、この総合事業に移行されることによって、現行相当であっても利用者負担がふえるといった、そのようなことはないでしょうか。心配はございませんでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほどからも申し上げておりますとおり、必要な方には必要なサービスをお届けさせていただくこととなりますので、特にそのような、現行の訪問介護相当サービスの基準等は、今までの介護予防訪問介護と同じ国基準による人員、設備、及び運営で事業を行ってまいりますので、利用者負担に変更はございません。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

利用者負担に変更がないというお答えでございました。そこで、通告書の④でございますが、緩和型サービスAでは、デイサービスでの入浴サービスがございません。ひとり暮

らしで家にお風呂があってもバスタブをまたがれない、到底見守りがなくては1人でお風呂に入れないという方が、入浴サービスを利用したいからデイサービスに通っていらっしゃる、こういったケースが多いようです。お風呂に入って清潔を保つことは、心身ともに大切なケアになっています。そのような方から入浴サービスを取り上げることがあってはならないし新規の方からも入浴サービスを受けさせないということがないように、きっちりとそこは保障されるべきだと思いますが、いかがお考えでございましょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

通所型サービスにおける入浴サービスについては、対象の方の状態等を踏まえながら、入浴に際し、支障があり援助が必要であれば、適切なマネジメントのもとサービス提供につなげてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

この入浴サービスにつきましては、今までも担当の部長や課長とお話もさせていただきましたが、家にお風呂がないからというのは利用対象の理由にはならないということはお聞きをいたしました。しかし、町内にはお風呂屋さんが1軒、それとまたスーパー銭湯、それが1軒です。要支援の方が歩いて行ける距離ではありません。私ですら自宅から歩いていくのは、片道20分ほどかかります。要支援の方がそこのお風呂まで歩いていく、ましてや自転車なんか乗れませんから、歩いて行くことは困難だというふうに思っています。

今まで利用できたんですから、この緩和されたサービスAに移された方が、入浴サービスについては利用したいのに利用できない、そこはちゃんと対処されて、入浴サービスは希望どおり入りたいという方は入れるような、そういったことをしていただきたいというふうに思うんですが、その点についてはいかがですか。入浴サービスの保障をしていただきたい。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほどからも申し上げておりますとおり、忠岡町の総合事業は現行相当サービスと緩和した基準によるサービスを行ってまいります。対象の方の状態を踏まえながら、入浴に際し支障があり援助が必要であれば、適切なマネジメントのもとサービス提供につなげてまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

もともとこの要支援は介護保険のいろんな改悪によって、要介護1の方が要支援に移されたら、そういった経緯もございます。ですので、要支援だからといって軽いということできくりにはできないと思いますので、その点についてはしっかりと対処していただきたいと思います。

そして、⑤でございますが、第6期介護保険の3年間は今までどおりの介護報酬で計画されているのではないのでしょうか。3年間の給付費を見込んで介護保険料も算定されているわけですから、3年目、つまり来年の4月から安上がりの総合事業をされるのは、逆に保険料の取り過ぎではないのでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

第6期介護保険事業計画策定時点では、一定程度総合事業へ移行していくことに配慮しておりますが、今後、要支援・要介護認定者が増加することや、介護人材不足問題が見込まれるため、必要な人に必要なサービスが行き届くためには、緩和した基準による多様なサービスを提供し、支援の充実、利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援・要介護状態となることを予防する事業の充実による要支援・要介護認定に至らない高齢者の増加、効率的な介護予防、ケアマネジメントと、自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や、重度化予防の推進を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

一定程度この総合事業に移行していくことは配慮されているということですが、そうしますと、では何割程度そちらに移行するということを考えて、3年間の予算ですね、それに影響が出ているのでしょうか。その何割程度というところをお教え願いたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

2割程度でございます。考慮のほうをしていることとなります。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

そうしますと、安上がりのサービスに、今2割程度ということではございましたので、2割程度見込まれているということでもあります。そうしますと、現行相当ばかり固まると、非常に計画的にまずいということで、安上がりのサービス、そこへ持っていくような働きかけをするのではないかなという、そういったことも考えられるわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

そして、ことしの4月から早くに総合事業を導入した大東市ですね、この大東市では現行相当はなく、緩和した基準によるサービスだけあります。しかし、デイサービスを受け入れる事業所も少なく、要支援の1と2の利用者はあちらこちらのデイサービスやサロンといったところを渡り歩いて、行くところがないというふうなことも聞いております。利用者の顔を見てサービスを実際提供している事業所は、今までの利用者と同じようなサービスを提供させながら、報酬単価だけを下げることによって、事業所の中には事業所継続が困難になって撤退に追い込まれるところもあり、地域の介護基盤を崩壊させかねないのではないのでしょうか。緩和したサービスを持ち込むということは、到底無理なことではございません。

先ほど、2割ということは、3年間の計画である程度考慮はされていたということですが、今までの決算委員会であったり予算委員会の中では、100%見ているといったご答弁もいただいております。ですので、3年目に総合事業を2割程度見込むというのは本来おかしな話だというふうに思うわけなんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

計画につきましては、当初計画したときにはまだ総合事業についても細かなことははっきりと決まっておりましたが、ご本人様をご希望されて緩和型のサービスという場合も想定はされるかと思われまます。忠岡町としましても、事業所がどの程度緩和型サービスに対応していただけるかということも心配しているところでございます。もし事業所が対応不可能ということになれば、現行相当サービスのみで行っていくこととなります。

また、報酬につきましては、月額包括報酬から1回単価に変わるということで、平成12年に介護保険が始まったときには1回単価でございまして、その後、平成18年に包括報酬に変わり、そして今回その29年に始まっていく総合事業については、また1回単価に変わることとなります。包括報酬だったときは、1回利用しましても4回利用しても同じ金額をご利用者さんは払わなくてはなりませんでしたが、しかし、1回単価になりますと、1回利用で1回分だけお支払いしていただければよいということになります。利用者さんの自己負担が減ることになります。

それで、忠岡町につきましては、総合事業については緩和した基準とあわせて取り入れてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

単価が1回であったり、包括であったり、また1回に戻ったりと、非常に事業所さんのほうも大変であるというふうに思います。池田市では、この10月から総合事業に移行しています。しかし、現行相当のみでされております。サービスAの導入はどうお考えですかというふうに、私、電話で問い合わせしましたが、今のところ導入する意思はないということでもあります。

緩和した基準によるサービスを行うことによって、長期的に見れば要支援者の重度化が進んで、むしろ給付費の増大につながる懸念がございまして、問題点の多い安上がりのサービスではなく、今までどおりの報酬100%でされることが、この小さい町だからこそできるのではないかというふうに思います。

5市1町で同じように進めていくということではなくて、住民の不利益にならないようにされること、そのことは強く要望しておきたいと思っております。ぜひお願いしたいと思いま

す。

すみません、次の質問に移りたいと思います。

子育て支援についてでございます。子どもの貧困が大変問題になっております。子どもの貧困というのは、親が貧困であるからだという、そのことは先ほど高迫議員からもお話がございました。経済的な支援、そして子育て世帯の負担軽減となる子どもの医療費の助成制度の年齢引き上げですね、これを早期に実施されるべきではないかというふうに思っておりますが、このことについていかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

子どもの医療費助成制度につきましては、本町におきましても、財政健全化の中におきまして年齢の拡大につきましてはこれまで着実に進めてきたところでございます。子ども医療助成については、少子化の流れに歯どめをかけ、社会活動を維持していくためにも、自治体による格差のない医療費助成制度の構築等について、大阪府、並びに大阪府を通じて国に働きかけていただくよう、先日も要望してまいりました。

議員仰せの中学校卒業までの年齢の引き上げにつきましては、本町の財政状況が引き続き厳しい状況に変わりはありませんが、今後も子育て支援というのを念頭に置きながら、引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

大阪府下では、ご存じだと思いますが、もう7割が中学校卒業まで実施しております。また、高校卒業までは2団体ございます。子どもの医療費助成は、子育てをしている家庭の経済的負担を軽くする、そういったこともございますが、病気の早期発見、早期治療、そして重病化を防ぐといった重要な施策でもございます。特に6月議会でも私言いましたけども、虫歯の治療ですね。虫歯の治療は、小学校の児童より中学校の児童のほうが受けてない。3分の2以上の児童が虫歯があるのに歯医者さんに行っていない、そういったことも大阪府の歯科保険医協会の調査結果でも出ております。

ちょっと話は変わりますけれども、本議会で今回出されてる議案の中で、子育て世帯の住宅取得奨励補助金、この補正が出されております。計画していたより申請が多かったと

いうご説明がありました。町内での移動もありますでしょうが、町外からの転入が多いようです。若い子育て世帯がふえるというのは大変ありがたいというふうに思っております。

しかしながら、今のお父さん、お母さんたちは、ネットで見たりとかいろんな情報が簡単に見られますので、やはり子どもの医療費の助成制度が年齢が高いということは、皆さん割とご存じなんです。忠岡町は何年生までということをおは若いお母さんから、他市の方ですが、聞かれたこともございます。こういったことですので、府下でおくれている。おくれていると言っていると思うんです。7割程度が中学校卒業まで実施しているわけなんです。おくれている子どもの医療費の助成制度を中学校卒業まで3年間、今、小学校6年生までですので、中学校3年生まで年齢を引き上げるというのは、子育て支援の大事な施策だと思いますし、また若い世帯が忠岡町に転入していただく、そういった効果もあるのではないかとこのように考えます。その点について、どうお考えになっているのでしょうか。いつも財政が厳しい、そういったご答弁ばかりいただいているわけなんですけども、引き続き努力をしたいということは今おっしゃっていただいたわけなんですけども、これについてはいつぐらいからというふうにお考えでございましょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。この部長の答弁でもって終了いたします。

教育部（柏原 憲一部長）

子育て支援の施策につきましては、先ほど議員のほうからもあったように、今いろんな子育て支援の施策があると思います。本町においても、子ども医療以外にもいろんなことに現在取り組んでおります。で、この子ども医療につきましても、現在7割が中学校卒業までというふうな状況でございまして、できるだけ早期に引き上げができますよう、財政当局とも協議しながら財源を確保して、できるだけ早期に引き上げていくことができますよう努力してまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

5番、日本共産党の是枝です。一般質問をさせていただきます。

1つ目は、さきの9月議会で忠岡町教育委員会から町立幼稚園、保育所を認定こども園として一体化する方針が打ち出されました。この施設の整備については、東小学校区は隣接しているため、耐震化とあわせて改修を行い、現在の幼稚園、保育所を認定こども園とされます。しかし、問題は忠岡小学校区については施設が離れているため、旧総合福祉センターを解体して新たに認定こども園を建設することが示されています。その建設には、民間活力を導入することが検討されています。つまり、民営化も考えられているということでもあります。

その教育委員会の基本方針の最終ページには、幼保一体化に係るスケジュール案、忠岡小学校区と書かれておりますが、それにはことし12月、今ですね、今月12月には幼保一体化推進基本計画を策定し、来年1月に住民説明会とパブリックコメントを行い、来年4月には移管先法人の指定のためのプロポーザル要領の策定、夏には移管先法人を募集し、選定に入り、来年10月には移管先法人の指定と施設整備に入り、工事着工。平成31年4月から民営化された認定こども園がスタートするというタイトなスケジュール案が書かれております。

ですから、9月議会の基本計画策定業務委託料の補正予算案で、これでは民営化ありきではないかと質問いたしましたところ、教育委員会は民営化ありきではないとの答弁でした。民営化も検討しているということではありますが、その理由には財政的な問題、保育士確保の問題などがありますが、忠岡町の住民の大切な財産である忠岡幼稚園、忠岡保育所が廃園となり、土地を無償提供して、そこに建設された新しい認定こども園は、民間の社会福祉法人か事業者かの所有物になってしまうということは、住民の十分な議論が必要なことだと思います。

12月に完成すると言われていた幼保一体化推進計画が今現在できていないとのことです。きょうの質問では、住民の議論をするための必要な情報を明らかにしていきたいと思っております。

まず、忠岡小学校区の認定こども園を忠岡町立でした場合と、民間で整備した場合の建設費の町負担、町の持ち出し分の比較、そして毎年の運営費、この比較についてお聞きいたします。建設費が仮に3億円としたら、幼稚園部分の説明を、3分の1補助があったりということがありますが、それを省略しまして、大まかに2分の1の国補助があり、民間事業者で建てた場合の忠岡町の負担分はシミュレーションでは約7,500万円。忠岡町立で建てた場合は、町債発行の元利償還額の2分の1が交付税措置され、約2億円の町の負担となります。また、運営費の比較ですが、まだ比較できていないとのことでもあります。民間の場合は、国から運営費補助が来ますので、それに町負担分を上乗せして民間保育所に渡します。町立の場合は、地方交付税で措置されます。町立保育所が減れば、忠岡

町に入る地方交付税もその分減るということになります。よく町で建てたら補助がないから全部忠岡町で建設費を持たなあかん。だから、民営化だと言われる方もいらっしゃいますが、国の2分の1の補助の考え方が地方交付税という形に残っています。国の財政措置はあるということであります。運営費についても、町立保育所があれば運営費は地方交付税で措置がされております。教育部長さんにお聞きをいたしますが、そのような仕組みになっているということ間違いございませんでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

建設費の当初の負担については、今、議員のご説明のあったとおりでございます。運営費につきましては、交付税等々につきましては担当の所管ではございませんので、どういった影響があるかということについては、私のほうからは答弁は差し控えさせていただきますけども、基本的にもちろん民営化と決まったものではございませんので、仮に民営化するとなれば、先ほど議員のご質問の中にもあったとおり、忠岡地区の幼稚園、保育所にかかる運営経費ですとか施設の建てかえ、それからこれからの維持補修、修繕などにかかる経費につきましては、町の財政負担の軽減というようなことになると思います。民間に移行しましたら、施設型給付費の給付が発生いたしますので、その分を差し引いた部分が効果額というふうな形になるかというように考えております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

運営費について、担当ではないのでちょっとわからないということですので、担当部署の町長公室長さんに、公立の保育所がある場合、需要額でですね、交付税算定の台帳の中で公立保育所に子どもが何人通っていればどのぐらいというふうな係数を掛けてという、そういったものがあるかと思えます。担当課にも確認しておりますが、それが町立がなくなれば、その分が需要額から減るということで間違いないでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

しばらく財政のほうから少し離れておりますけれども、交付税の算定上、基礎数値に入所者数あるいは箇所数等があったかなというふうに思いますので、その分につきましては減額の要素になるものと考えております。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

プラス面だけでなくマイナス面もあるという、町立でなくなったらということでありませぬ。

そこで、もう1点続けてお聞きしますが、公立と民間では忠岡町の費用負担の差があるのはわかります。7, 500万円の建物の補助を出しても所有権がないと、忠岡のものにはならないというのと、2億円かかるけれども住民の財産で残るといふことの違いというのは明らかであります。町立の場合、保護者や住民の声でよりよい認定こども園を、自分たちの財産ですから自分たちで決められます、つくっていただけますが、民間だと、もう内部もわかりませぬし、口出しもできません。そのように考えられますけれども、公立と民営化との違いについては、再度こういった所有権の問題から発生してくる私が今申し上げたような、そういった違いというのはいまだにあるのではないかと思います、その点どうお考えでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

建物に係る部分の、先ほど議員の仰せのとおりと私も言いましたけれども、あくまでこれは理論上の話でございますので、忠岡町がどれぐらい負担していくかということについては、まだ今のところ決まったわけでもございませぬので、その点については今のところそれについてどうこうというのは、ちょっとお答えはできかねる状況でございます。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

金額のこと云々ではなく、所有権ということで、民間の認定こども園にいろんなことをこの議会で、あそこにこういうふうなことをしようとか、こういうふうなというふうな口

出しができるんでしょうかというところでのちょっと質問だったのですが。町立と民間との違いはそこがあるんじゃないでしょうかということをやっと申し上げたんですが、その点についてはどうでしょうかということ。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

建物につきましては、もちろん民間の方がお建てになりますので、その所有権は建物を建てた民間の方になりますよね。ただ、それを建てるに当たりまして、こちらのほう、現在忠岡町がいろいろ保育、教育をやっておりますので、そういった部分で引き続きそういったものが継続性が保てるよう、仮に民間で進めていくというふうなことがあれば、そのあたりについてはきっちり継続性が保てるように要望等々してまいりますので、現在の状況が保育内容、教育では保てるというように考えております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

今、直接保護者と住民の声で運営のことも含めて聞いたんですが、建設のことだけと言われたので、運営のことで申し上げますと、住民の声で運営できるでしょうと、町立であれば。しかし、今おっしゃったように間接的に要望するしかないと言われました。要望なんです。ということなので、やっぱり間接的にしかかかわれないという制約があるというのは、どうしても民間というところの町とのかかわりでの限界があるというふうな。ですから、内容的にも保育内容にもいろいろ違いが出てくるかと思っておりますので、その点はもう時間がないので、最後に民営化の問題についてはまたお聞きしますから、次の2つ目を伺いたいと思います。

保育内容ということに入っていきますが、違いについてであります。比較する点がさまざまたくさんあるので、1つだけ。保育士の平均年齢を比べたいと思います。フルタイムで働く保育士の、忠岡町立の保育所の保育士さんの平均年齢は38.4歳で、平均勤続年数が15年、平均給与が31万7,700円。それに対して、民間がなかなか情報が出ないんですね。なので、大阪市が調査した民間保育所の資料がありまして、それによりますと、民間保育士の平均年齢は31.7歳、平均勤続年数は5.2年、5年余りですね。平均給与は22万3,246円です。年齢が町立だと38歳で、民間だと31歳、勤続年数が町立だと15年で、民間だと5年余りと。保育士は、自分の出産、子育ての経験が、仕

事としての保育にも生かされるという職業であります。親の気持ちも、自分が親ですから立場もわかりますし、ベテランの保育士のいる職場で子どもを深く捉えて見るということができて、豊かな保育が若い保育士にも受け継がれていくというよさが公立保育所には、この勤続年数やら平均年齢から見ても、それだけ見ても考えられるのではないかと思います。

保育士の力量と保育内容に明らかな違いがあると思いますが、この点からはどう考えられますでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

保育内容等々の違いでございますけども、基本的には保育内容につきましては、公立であっても私立であっても国が定めた、例えば認定こども園であれば、幼保連携型認定こども園教育・保育要領のなどの基準ですとか、その他指針、いわゆるそういった法令等に基づいて実施することとなりますので、公立であっても私立であっても大きく変わるものではないというように認識しております。

今、職員の配置等々のことについてご質問がございましたけども、配置につきましても例えば基本的には今現在の公立の継続性を確保し、いわゆる急激な環境の変化がないよう、そういった変化を最小限とする必要からも、もちろん現在の町の配置基準というものを適用してまいりたいと考えております。また、その配置職員の年齢等について、今ご質問がございましたけども、基本的に言えば、若い職員であっても情熱を持って教育とか保育に取り組んでいただければ支障はないというように考えておりますので、基本的な個人の資質の問題ではないかなと思います。また、全体のバランスなどもありますので、一定の経験年数を持った職員を一定数配置することなどについても移管先法人と十分協議してまいりますので、その点についても特に大きな問題はないのかなというふうに認識しております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

単純に考えても、勤続年数15年と5年と比較したらどうかと。個人差はあります。それで、大体民間の保育士は、産休とか育休の保障が公立に比べると、公務員と比べると十分でないというのはもう誰が見てもはっきりしているから、こういう結果になるんじゃないかな

いんでしょうか。年齢や勤続年数の差というところは否定しがたい事実であるというのははっきりしていると思います。

若い人を否定しているわけじゃないです。今後の保育を継続していくための大事な方々だから、否定するんじゃなく、そしたらベテランの人たちを否定するということになるわけです、裏を返せば。ということになるので、やはり経験というものが保育には大事だという、経験を否定するような答弁はやめていただきたいというふうに、それだけはちょっと申し上げておきます。

人格形成において大事な幼児期によい保育を受けられるということが、忠岡の子どもたちにとって大きな財産だというふうにも考えられる。お金には換算できない、そういう経済面だけでははかれない、そういうものだというふうに捉えて思っております。

もう時間がないので、3つ目は保護者負担の違いについてです。公立保育所は地域の保育に欠ける子どもに責任を負っております。どんな子どもも受け入れるために、保護者負担ができるだけ少ないようにしなければいけません。配慮もしていただいております。しかし、民間保育所は公立を補うという役割と、また独自の教育・保育方針を持って、保護者は選択をして、その教育方針がいいということで行かれるわけでありまして。保育料以外の費用負担は同意して入所されるわけなんです。選択される場合でしたらね。

ここに八尾市の公立・民間施設の保育料以外の保護者負担の表があるんですけども、公立保育所は0歳から5歳までの6年間通った場合は、6年間で5万円前後なんです。年間8,000円余り、保育料以外の保護者負担が。民間の保育所は平均で6年間で16万3,000円、3.3倍保護者の保育料以外の負担があると。民間の認定こども園では、平均21万5,370円で、公立の4.3倍にもなります。認定こども園のほうが新しいからか何か、施設整備費で要るのか、民間は公定価格、保育単価と言っておりましたが、新制度になってからは公定価格ですね、それで補助金が来てますので、これで賄えない費用を上乗せして徴収することができるんです。

今、子どもの貧困が問題になっており、先ほど高迫議員も申し上げましたが、母子家庭の3世帯のうち2世帯が貧困と言われております。保育料は所得に応じて負担となっておりますが、保育料以外は所得に応じず一律であります。果たして負担能力のない方にそういった民間のところに入所ができるのかという不安もあります。

1号認定の幼稚園の部分のお子さんの保育料も、今現在の忠岡町立保育園では最高1万2,000円までですが、同じ忠岡町の幼稚園のほうの料金を書いたところの民間の認定こども園の1号認定の保育料は、いろいろ段階はありますけど、1万6,100円、2万500円、2万5,700円というふうに、所得のある方は段階を追ってこういうふうになくなっております。忠岡町の2倍という保育料のところの料金設定にもなっている部分もあります。民営化になれば、この表が適用されれば、自動的に上がります。値上げになります。それはやっぱり現在の条例規則ではそのようになっていますね。

例えば、忠岡小学校区が民間になった場合、保護者負担が高いから負担できないといって、東小学校区のこども園へ幼稚園部分の1号認定の子どもが通ってよろしいでしょうか。また、逆のパターンで、東小学校区のこども園の0歳児が定員いっぱい、忠岡小学校区の民間のこども園にしか入れない場合、今も通っております、東小学校区の子どもが0歳がいっぱいやということで下の保育所に通ってありますが、こういった場合に保育料以外の保護者負担が民間でしたら高いということになれば大変困る場合、どうするのか。この点についてどのように考えておられますでしょうか。

2つの例ですね、幼稚園部分の越境がいけるのか。また、忠小校区のほうに行かざるを得ない東小学校区の保育、2号、3号の子どもの負担、大変困るといった場合にどうなるのか。その点についてどう考えておられますでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

保護者の負担につきましては、保育料につきましては、条例施行規則に基づいて町が決定しますので、もちろん違いはございません。幼稚園の保育料につきましては、現在の本町の条例施行規則上は違いがありますので、負担増にならないように、その件については検討してまいりたいというふうに考えています。

それ以外の、いわゆる保育料以外の制服代とか、その他のかかる費用が上がるというような話でございしますが、これはまだ民間に移行と決まったわけでもございませんし、どこの民間というのも決まってございません。もちろん仮に民間に移行したとしても、基本的には今通っていらっしゃるお子さん方がございますので、そこからそういったお子さんに対する教育・保育がございしますので、基本的には今現状と大きく変わって、すぐさま大きな負担がふえるかということについては、基本的にはないものというふうに考えております。

移管後、どのようなサービス、いわゆるオプション的なサービス、保育料以外の増に伴うようなサービスが必要かどうかということについては、移管後のいろいろな状況について、例えば三者会議といいますか、保護者の方と行政、また法人等の合同の会議、そういった中で保護者の意見も聞きながら、どういうふうな教育・保育がさらに必要かというものをご意見を伺いながら、そこから始まっていくのかなというふうに考えておりますので、その点についてよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

民間は公定価格で賄えない費用を上乗せ徴収できるというのは、これはできるんです。もちろん保護者の同意が必要である。書面で必要な部分と、書面でなくても同意があれば徴収できるという、それはもう新制度の決まりでございますので、その点だんだん保護者負担がふえていくということはあると予測されますので、時間がありませんので、幼稚園部分の越境通園がいけるのかということについてちょっとお答えがありませんでしたけれども、そういったいろいろ考えられる問題が出てきますので、負担が4つ目の民営化の問題点ということで、忠岡町のお金の負担が低く抑えられるという点だけ見ますと、さまざまなこういったあらゆるいろんな問題が出てくるんです。そういったことをきちんと、想定外だと言われぬように、私が想像するだけでもかなりありますので、地域住民、保護者、保育者、行政が一緒になって、いい保育所、認定こども園をつくることのできるこの町立のよさということを考えていくということも大事ではないかというふうに思います。

民営化したら、先ほど間接的にしかちょっと要望しかできないというふうな、そういった問題も出てくるということも指摘させていただきました。民営化の問題点をちょっと指摘しましたけれども、今後こういったことも踏まえて検討をね、公立でいくということもやっぱり検討を十分、真剣に検討していただきたいと思います。

ちょっと時間がありませんので、まとめとして、保育士の確保がちょっと難しいという問題は、国の低い公定価格、今までは保育単価でしたけど、公定価格が余り上がってないんです。だから、給料をたくさん出せるような、そんな公定価格ではないということで、これを改善させる、引き上げさせていくこと。劣悪な、子ども何人に対して保育士何人という配置基準の、この全然何十年と変わっていない、もう50年ぐらい変わっていないでしょうか。この配置基準の低さ、ここを引き上げていくということなしには、給与の引き上げということや、ゆったりした職場環境をつくるということも難しいと思います。ですから、国に対してもそういった要望を上げていくということが、民間、公立両方の保育の確保、水準の向上ということになるかと思っておりますので、その点についてはぜひ国に対して要望も上げていただくとすることが忠岡町の役割だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。一言で。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

保育士の確保が非常に難しいという、賃金が低いとかいろいろございますので、そういったところについては府なりを通じてもちろん要望はしてまいりたいというふうに考えて

おります。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

ありがとうございます。それでは、時間も 5 分ですので、あと最後の不登校の対応について質問をさせていただきます。

昨年 1 2 月議会で一般質問を初めてさせていただきました。それで、その後 1 年間たちます。その間、改善されたことについてお聞きをしたいと思います。

ちょっと数字だけ先に申し上げますと、昨年 1 2 月時点の不登校の児童・生徒の数は、忠岡小学校 1 名、東小学校 1 2 名、忠岡中学校 2 6 名ということでありましたが、ことし 1 学期現在は、忠岡小学校がゼロ、東小学校が 4、忠岡中学校が 1 8 ということ、子どもは卒業しますが、若干明るいというか、前向きに学校に通える子どもが出てきたような、そういった状況かなというふうにも数字から見て思います。

その後の取り組みについてどうされたのかということと、あと忠岡中学校には適応指導教室がありますけど、東小学校にはないということ、その児童についてはどのようにされたらいいのかということや、保護者の相談体制やカウンセリングについて、3 つまとめて状況をお聞きしたいと思います。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

昨年度 1 2 月、前回の 1 2 月議会で議員のほうからご質問していただいて、今このようご質問をいただきましたが、各校においてまずその後の対策ですが、実際に引き続き担任が中心となりまして、きめ細やかに取り組んでいるところですが、特にスクールカウンセラーとの連携、またケース会議等でのスクールソーシャルワーカーの効果的な活用などを通して、児童・生徒一人一人の状態に合わせた学校の、特に組織的、継続的な対応を行っているところですので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

2 つ目の小学校の適応指導教室の設置についてでございますが、適応指導教室の設置ですが、大阪府の人的措置による加配教員を活用して中学校には設置しております。しかしながら、小学校ではそのような人的措置がございませんので、この小学校の適応指導教室の設置にかかりましては、大阪府に対して町村教育長協議会等を通じて引き続き要望してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

3点目ですが、保護者の相談体制やカウンセリングについてですが、実際に自宅から外出できにくい状態の児童・生徒の保護者への対応について、議員ご指摘のとおり、相談体制や、またカウンセリングの充実、かかわりが大切であると認識しております。各学校においても、児童・生徒の状況を判断しながら担任を中心に家庭訪問を実施して、また、学校復帰を支援することと、保護者へのかかわりも行っておるところでございます。特に各校派遣のスクールカウンセラーについてですが、児童・生徒及び保護者への相談に対応するとともに、必要に応じて可能な範囲で家庭訪問も実施してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今後も一層、不登校児童・生徒の学校復帰に向けて、及び保護者への支援にも取り組み続けていきますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

残り少ないので、1つだけ。努力ね、関係者の皆さんが努力されているということはよくわかりました。引き続き努力を継続していただきたいとともに、府に対しても要望していただきたいと。

ここで、府教委が出している「不登校の未然防止は小学校から」ということで、小学校からの、予備軍ですね。中学校へ入って不登校になってしまう子どもは、やっぱりその以前から兆候があるというところで、大阪府教育委員会でもそういうふうに言っているというので、小学校の対応についてやはり今後、適応指導教室がないということであれば、それにかわる学校の教室と家庭しか行くところがない、その間がないというところのしんどさというところもありますので、その点について小学校の部分についてもぜひ力を入れて、その対応を、適応指導教室を実施していただきたいということで要望いたしたいと思いますが、その点については小学校対策をどう考えておられるでしょうか。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

土居理事の答弁をもって終了いたしますので。

教育部（土居 正幸理事）

今ご質問の小学校の部分で、特に適応指導教室等の関係、かかわりのある部分ですね、今後ともいろいろ研究してまいりたいと思います。実際に学校、そして家庭、その以外の部分というのも今後また研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5 番（是枝 綾子議員）

よろしくお願ひします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これをもって一般質問を終わります。

議事の都合上、暫時休憩いたします。再開は午後 1 時 1 5 分からです。よろしくお願ひいたします。

（「午後 0 時 1 3 分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後 1 時 1 5 分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

日程第 5 認定第 1 号 平成 2 7 年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第 2 号 平成 2 7 年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上 2 件一括して議題といたします。

本件は、去る 9 月 8 日開会の第 3 回定例議会におきまして、決算審査特別委員会に付託し、その審査を閉会中の継続審査に付した次第であります。

これより、森 政雄委員長に審査の結果報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長（森 政雄議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

森議員。

決算審査特別委員会委員長（森 政雄議員）

議長のお許しをいただきまして、ただいまから決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、平成 2 8 年 9 月 1 6 日開会の第 3 回定例会におきまして、本特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました平成 2 7 年度忠岡町一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに忠岡町水道事業会計決算の認定について、審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、9 月 2 6 日から 2 8 日の 3 日間にわたり、町長、教育長ほか関係職員の出席

を求め、一般会計及び各特別会計並びに企業会計について、健全な財政運営を維持しながら、予算の目的に沿った効率的、効果的な執行がなされたか、さらに事業効果についてどうであったかなど、綿密かつ慎重に審査した次第でございます。

出席委員は、前田 弘委員、前田長市委員、河野隆子委員、三宅良矢委員、是枝綾子副委員長、私、森 政雄とオブザーバーとして和田善臣議長出席のもと審査を行いました。

各会計の歳入歳出決算高は、既に議員各位に配布されています決算書のとおりであります。

財政課より平成27年度の一般会計の決算状況について説明がありました。まず、平成27年度の主要な事業といたしましてクリーンセンターの粗大ごみ破碎機の更新工事及び煙突内筒工事、子ども医療費助成事業の拡充や忠岡町総合戦略策定事業など地方創生関連事業を実施したとのことであります。

平成27年度の決算収支については、実質収支額は470万円となり、6年連続の黒字となっているが、これは2億3,000万円の財政調整基金の取り崩しにより収支調整されたことによるもので、この部分を除いた実質単年度収支額は2億2,700万円の赤字であるとの説明でありました。

単年度収支は、歳入において地方交付税が前年度と比べ7,800万円の増となりましたが、国庫支出金が地域活性化交付金や学校施設環境改善交付金の減少などで1億1,400万円の減、府支出金が中学校給食棟整備事業の完了により8,000万円の減、繰入金で公共施設整備基金で1億600万円の減、繰越金が1億7,100万円の減、地方債が中学校給食棟整備事業の完了に伴い2億8,600万円の減となるなどで、歳入全体では、前年度比5億4,800万円の減となっているとのことです。

一方、歳出では、義務的経費において公債費が減となったものの、退職手当や扶助費の増により前年度と比べて1億4,400万円の増となり、投資的経費が中学校給食棟整備事業等の完了などにより7億4,500万円の減となり、その他経費では物件費や繰出金の増などにより1億2,500万円の増となり、歳出全体では前年度比4億7,700万円の減となっているとのことです。

歳入、歳出ともに総額が前年度に比べ大幅に減少しているのは、投資的経費の大幅減によるもので、公共施設整備事業の減に伴い、地方債等の財源が大幅に減少したことによるものであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標の1つで、法定普通税や普通交付税などの経常一般財源等収入が、人件費、扶助費及び公債費のような経常的経費にどの程度充当されているか、その割合によって財政構造の弾力性を見ようとするもので、この割合が低いほど財政構造は弾力性に富んでおり、75～80%あたりを超えると財政構造上、弾力性を失うことになるということです。

平成27年度の経常収支比率は、113.6%で前年度（113.3%）より0.3ポ

イント悪化しており、適正とされる数値を40ポイント近く上回っており、現状のままでは社会経済や行政需要の変化に適切に対応できない状況にあるとのことです。

平成27年度の悪化した要因は、経常収支比率算定式の分母となる経常一般財源等収入の普通交付税や地方消費税交付金の増により増加したものの、分子となる経常経費充当一般財源が主に人件費の増により増加したことによるものであります。

府内の町村平均92.6%と比べ21ポイント上回っているのは、人口1万8,000人弱の町で、消防、し尿処理、ごみ処理など主要なものを全て単独で運営していることや、シビックセンターの整備による公債費、維持管理経費が大きい負担となっていることが要因であるとのことです。

続いて健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともに黒字のため数値としては計上されておらず、実質公債費比率は19.7%で起債許可団体基準18%を上回り、今後シビックセンターに係る起債の償還が完了するまでは非常に高い比率に上昇することが予想されるため、今後、できる限り起債を抑制してまいりたいとのことです。

なお、将来負担比率及び公営企業における資金不足比率については現時点では問題はないとのことであります。

続いて10カ年の財政収支見通しについて、本年3月の予算委員会において示された収支見通しの時点修正を基本に説明がありました。

3月時点では平成31年度が底で、何とか向こう10カ年は赤字決算を免れるとのことで、今回の時点修正においては28年度の普通交付税が既に本算定により交付額が確定していることから、それらに置きかえシミュレーションされており、その結果、収支見通しについては若干、改善されるとのことです。

交付税の算定基礎となる27年度の国勢調査人口が前回の22年度に比べ、800人減少しており、28年度の普通交付税の算定内容によっては見通しが大きく悪化することも懸念いたしておりましたが、本算定の結果、現行の水準が確保されたとの説明がありました。

次に今後の健全化判断比率については、いずれの指標も基準を超えることはないとのことで、本町で最も気になる実質公債費比率は、20%を超えない見通しであるとの説明がありました。

その後、各委員から熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう、意見、要望が出されていますので、審査の詳しい内容につきましては、お手元に配布しております委員会の記録をご参照願いたいと存じます。

討論で各委員から出されました意見と要望であります。まず、河野隆子委員は、忠岡町の2015年度決算について日本共産党の意見を申し上げます。

安倍内閣が発足後3回目の予算であり、一昨年4月からの消費税8%へのアベノミクス

と消費税増税により、日本経済は深刻な状態が続いています。安倍首相は景気がどうなるかと増税すると言っていた消費税増税を、当初2015年10月から10%へ引き上げの予定でしたが、景気の低迷により2017年4月からと延期をしました。社会保障充実のためと消費税増税をしておきながら、そのうちのたった16%だけしか充てられず、その一方で自民・公明の安倍政権は、3年連続で軍事費をふやし、福祉のための社会保障は医療も介護も年金も大幅に後退させました。

介護施設の運営を苦境に追い込む介護報酬の引き下げや、要支援1・2の方を介護給付から外して、安上がりの総合事業へと移行させていく。また、高齢者の医療費窓口負担の引き上げ、年金額の抑制や生活保護の一層の改悪、物価上昇や実質賃金の低下など、安倍政権の経済政策、アベノミクスは国民の暮らしの悪化に拍車をかけるものです。法人税減税は利益が出ている大企業の負担を軽くする一方、一部の大企業を除いて国民の収入はふえず、格差と貧困がさらに広がりました。

このような状況のもと執行された本町の決算は、一般会計において歳入不足のため財政調整基金2億3,000万円を取り崩し、実質収支は470万2,000円ですが、単年度収支は赤字となりました。その内容は、町民法人税の大幅な減少に見られるように、本町ではアベノミクスの効果は見られない状況で、財政が厳しい中でも住民施策の充実に努力をされたからであります。

まず、子ども医療費助成の通院分を小学校卒業までの拡充、妊婦健診の助成額を国基準の11万6,800円に増額、繰越明許されましたが、忠岡小学校の普通教室にエアコンの設置、9月からの調理民間委託ではありますが、中学校給食の実施、防犯灯のLED化、就学援助制度では生活保護基準が引き下げられても影響が出ないように守られているなど前進面も多く、評価できるものであります。

しかし、問題点もあります。当初予算にはなかったクリーンセンター費の粗大ごみ破碎施設更新工事1億3,500万円です。広域化も検討されている中、財政も厳しいというのであれば、修理という選択肢もありながら新品にし、それも長期包括契約外のものなので、競争入札できるにもかかわらず、随意契約で工事が行われました。認められるものではありません。

また、予定価格に対する落札金額の割合が95%を超すと談合の可能性が疑われますが、そのような結果があるにもかかわらず、忠岡町だけが入札における最低制限価格の事前公表をされていません。制度の改善を求めます。

社会保障・税番号制度システム導入費では、忠岡町の持ち出しが2,000万円以上となり、住民や企業の個人情報をも国が管理し、情報を企業のもうけに活用することが言われています。情報流出や成り済ましに悪用も懸念されます。導入は危険であり反対です。

住民が利用する公共施設が週休2日にされたままです。もとに戻されること、閉鎖された温水プールの再開を求めます。

国保会計では、大阪府において2018年からの国保広域化が進められていますが、社会保障という考えを投げ捨て、相互扶助におとしめようとしており、不当なものであり、国保の広域化は認められません。

介護保険会計では、この年、介護保険料が3.6%の値上げが行われ、要支援を保険から外し、特養ホームの入所基準は要介護3以上、一定の所得のある方の2割負担、補足給付に資産要件が導入されるなどの制度始まって以来の最悪の改悪が行われました。安心して介護が受けられないものになっています。

下水道会計では、不要不急の工事は見直し、供用開始区域の水洗への接続率を高めるように努力されること。

水道会計は、府下、20立米で12番目に高い水道料金を引き下げるため、企業団からの水の引き下げ分を住民に還元されること。

審議の中で明らかになったことは、消費税が8%へ増税され、地方消費税交付金としてふえています。増税分の支出の影響額は4,800万円もあり、財政に役に立っていません。その上、社会保障のためと言いながら国も忠岡町も財源置きかえでしかなく、福祉の拡充には使われていないことです。

忠岡町の財政10カ年の見通しでは、平成31年度以降は財政が好転する見通しです。決算では経常収支比率が113.6%ですが、だからといって夕張市のようにはならないことも明らかになりました。財政健全化の進め方は住民犠牲ではなく、委託料の見直しと入札制度の見直しと、不要不急の公共事業を行わないなど、役場の努力を求めます。

今、検討がされている認定こども園計画は、民営化ありきではなく、保護者や現場職員の声をよく聞いて進められるとの答弁が9月議会でありました。また、介護保険制度が改悪されましたが、要支援1・2の方が今までどおりのサービスを受けられるよう水準確保に努めるとの答弁もありました。中小企業の融資の利子補給、子どもの安全のための青パト運行と、学校、幼稚園、保育所の校門に受付員を配置する事業も継続されています。子どもの貧困対策も検討されるという答弁がありました。また、国民健康保険は社会保障であると明確におっしゃいました。

以上の点を踏まえて、本決算を認定いたします。

次に前田 弘委員は、平成27年度一般会計、各特別会計、企業会計決算の意見を申し上げます。

2008年のリーマンショック以降、デフレ不況が続き、以来我が町を取り巻く経済状況は厳しい環境にあります。2012年12月に第2次安倍政権が発足し、その最大の目玉政策はデフレ不況脱却にありました。異次元の金融緩和を柱として、財政出動という名のもと公共工事などの施策を行ってまいりました。

しかし、3年以上経過した今日もデフレ脱却はなし得ていません。目標であった消費者物価指数2%アップさえ全く見えないのが現状です。金融緩和による円安により一部輸出

関連産業は、為替差金により大きく収益が改善されました。しかし、他の多くの業種は依然低迷し、苦しい経営状態にあります。安倍首相の言う、利益という果実が全国津々浦々までという言葉がむなしく聞こえてまいります。

そのような中、本町も厳しい財政運営が強いられてきたということです。町当局も非常に苦しいかじ取りに苦慮されているのは理解できます。平成29年度には、地方創生の一端として、去る9月議会にもシイタケ栽培の構想を考えているとの説明を受けましたが、これとて暗中模索の状態、その成否は全く予想できません。

また、シビックセンターの起債返済の大部分が平成29年度に終わるとはいえ、今後も税込、交付税も減収が予想されます。このようにタイトな財源の中で本町の住みよいまちづくりを進める際には、近隣市との広域行政を進めることが本町にとって実現の可能性が高い事業であると考えているところです。事あるごとにシビアな意見が飛び交うごみ焼却場を初め、消防等、焦眉の急であります。

町長も6月議会で4期目の出馬を明らかにされた際、今手がけている近隣市との広域事業を引き続き進めてまいりたいと明言がされました。それに対し大きく期待したいと思えます。

27年度決算については、さきに述べたとおり厳しい状況の中で歳出を最小限にとどめつつ、小学校の空調設備整備事業等を実施するなどを評価させていただきます。本決算を認定いたします。

次に是枝綾子副委員長は、河野隆子議員と意見を同じくし、本決算を認定いたします。

続いて三宅良矢委員は、予算の用途についてはおおむね賛成いたします。ただし、住民目線で考えれば、指名競争入札の業者選定における会議録が非公開であることや、随意契約のあり方につきましては改善いただきたいと、お伝えいたします。

特に電話相談の随意契約を変えない理由としまして、町長の忠岡の有料老人ホームや高齢者住宅の職員配置レベルは低いからという、この発言から来る認識につきましては、専門の立場からしても見過ごすことができないことであり、ひいては機会の公平が保たれない根源であると考えます。

しかし、職員の回答からは、縦割りを取っ払っていける前向きな回答の兆しがあったことや、実績をわかりやすく住民目線にするための協議にこれから応じていただける回答があったこと、これら全てを踏まえて住民の皆様にとって、簡素・中立・公正・公明及び縦割り行政の仕組みの改善につながることを期待し、本決算に賛成いたします。

次に前田長市委員は、平成27年度忠岡町一般会計、各特別会計、水道事業会計決算について、公明党を代表して意見を申し上げます。

歳入歳出差引額481万5,000円の黒字とのことですが、財政調整基金2億3,000万を取り崩しの収支であり、赤字であります。大変厳しい財政状況であります。

アベノミクスの経済効果が、企業にしろ税収にしろ本町にはいまだ見えてないように思

います。しかしながら、失業率はよくなり、失業者が本町でも改善されたように思います。

10カ年計画の財政収支見通しを見ますと、平成30年、31年が最も厳しい財政になっていますが、老朽化した水道管、またこども園の事業等も控えております。しっかりと財政収支を見ながら頑張っていたいただきたいと思います。

し尿処理場も広域化し、3,000万円ほど効果額がありました。これからも広域でできるところは広域でし、少しでも財政をよくしていただきたい。まだまだ厳しい状況が続きますが、町長初め職員の皆様、頑張っていたいただきたいと思います。

平成27年度決算について認定いたします。

本特別委員会としては、平成27年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに忠岡町水道事業会計決算の認定について、一括採決いたしましたところ、全会一致により原案のとおり「認定すべきもの」と決した次第でございます。

最後に今回の審査に当たっては、3日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかもその多くは、強い要望、意見、指摘として出されました。

したがって、厳しい財政運営が続く中でありますが、理事者におかれましては、指摘事項等を十二分に踏まえ、本町財政の効率的運用を図りながら、財政健全化に向けてより一層取り組みを強められたいこと、また住民サービスの維持向上にも鋭意努力を傾注されますよう、あわせて強く要望いたしまして、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

平成28年12月9日

決算審査特別委員会委員長 森 政雄

以上です。

議長（和田 善臣議員）

報告は、以上のとおりです。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより日程第5 認定第1号 平成27年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出

決定認定について、並びに認定第2号 平成27年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上2件一括して採決いたします。

委員長報告どおり認定することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認め、本件は、決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第6 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、町長の給料は、この任期中においても引き続き「81万円」を「56万7,000円」とし、また、退職手当についても、支給しないこととするため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年10月21日付をもって専決したので、同条第3項の規定よりこれを報告し、承認を求めらるものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第7 議案第47号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第47号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本件固定資産評価審査委員会委員、藤田四郎氏は、平成29年3月1日をもって任期满

了となりますので、後任として正木秀憲氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第47号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第8 議案第48号 忠岡町教育委員会委員の任命についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第48号 忠岡町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本町教育委員会委員、藤原隆司氏は、本年11月27日をもって任期満了となりますので、後任として新田哲也氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第48号 忠岡町教育委員会委員の任命について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第9 議案第49号 忠岡町農業委員会委員の定数を定める条例の制定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第49号 忠岡町農業委員会委員の定数を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の一部改正により、現任期後は、公選制による農業委員の選出が廃止され、市町村の長が議会の同意を得て任命すること、及び、農業委員の選考には、農業者以外の中立的な立場で公正に判断できる者や女性及び青年の登用を積極的に行う必要があることから、現行9名の定数を10名とすることについて、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第49号 忠岡町農業委員会委員の定数を定める条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第10 議案第50号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第50号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じ、議会議員の期末手当を、年間0.1月分引き上げることについて、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

先ほど専決第3号で、町長さんの歳費と退職金の問題が可決されました。和田町長さんが12年前に誕生して以来の一貫した施策です。この新しい任期で4年間、これが適用されますと、報酬の3割カットと退職金をゼロにするということで、幾らの金額になりますでしょうか。

あわせて、教育長さんも報酬の1割カット、退職金はなしだというふうに聞いております。この場合も幾らの金額になりますでしょうか。

また、職員の方々は、管理職手当、1割カットされております。この金額もいかほどになりますでしょうか。できれば4年間と1年間で幾らになるか、わかればありがたいのですが、お答えいただけますでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

4年間の町長の給料等の効果額につきましては約3,600万円、教育長の給料等の効果額につきましては約1,000万円、職員の管理職手当の効果額につきましては年間約300万円でございます。

議長（和田 善臣議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「議長」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論ありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

先ほどお伺いしましたように、和田町長は4年間で3, 600万円、教育長さんは4年間で1, 000万円、これを1年間に直しますと、和田町長さんは932万円、教育長さんは264万円、これほどの効果が出ているようであります。管理職手当は1年間で330万円、これぐらいの効果が出ているというか、いわゆるみずからの身を削って忠岡町の財政に貢献をしておられるということになると思います。

振り返りまして忠岡町の議会は、忠岡町が合併するかしないか、この問題を論議していたときに当時の町長から、「議会はどうするのか。住民向けに冊子をつくるから結論を出してほしい」と言われて議会で話し合いを行いました。ここにおられる1人の議員を除いて全員参加していたと思いますが、結論は、忠岡が自立で残った場合は議員定数は12人にする、報酬は3割カットする。これが当時議会の出した結論で、当時の町長さんが冊子にそのことを書き入れて、全ての住民の方に配布されました。

それ以降の流れはご存じだと思うんですが、一度だけ報酬が5%カットされた時期がありました。大変に短く、現在はもとに戻っております。本来、議会がみずから決めた意思を貫くというのであれば、もっとちゃんとした対応の仕方、みずからが住民に対して約束をしたことを守るという立場は貫かなければならないというふうに考えております。そういう点で、残念ながら今回は人勧だということで期末手当が上げられようとしておりますが、これは辞退すべきだというふうに思っております。

なぜならば、町長さんや教育長さんや幹部職員だけではありません。今度の議会で忠岡町が「みらい計画（案）」というものを出示していただきましたけれど、その後第2次財政健全化でどれほど大きな住民向けの施策が削られているか、住民サービスが削られているか、このことも忠岡町はみずから明らかにいたしました。こうした住民負担の表を見せ

ていただいて考えるのであれば、本件は反対せざるを得ないということであります。よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

ただいま高迫議員より反対の発言をされました。他に反対の発言の方はいらっしゃいますか。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

私、三宅良矢の反対理由を述べさせていただきます。

私の反対理由といたしましては、単に議員報酬増加への反対ということだけでなく、どのようなものがこれから新たに議会にチャレンジしてほしいという条件を全体的な視点で考える論議がなされていない状況で、単に議員報酬増減という部分的視点のみの議案に対して賛成することは、私をご支援いただいている有権者の理解を得ることはできないと考えております。

以上の理由をもちまして反対させていただきます。以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ございませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に賛成の討論を求めます。ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第50号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第50号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第11 議案第51号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第51号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じ、特別職の職員の期末手当を、年間0.1月分引き上げることについて、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第51号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第12 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じ、一般職の職員の給料表を平均0.2%引き上げ、勤勉手当を一般職については年間0.1月分、再任用職員については年間0.05月分引き上げること、及び配偶者等に係る扶養手当額を段階的に見直すことについて、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第13 議案第53号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第53号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、雇用保険法等の一部改正により、65歳に達した日以後に新たに雇用される者についても雇用保険が適用されることになることなどに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第53号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第14 議案第54号 町税条例の一部改正についてを、議題といたします。
事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第54号 町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、個人町民税において、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例を創設する規定の整備、軽自動車税において、グリーン化特例を延長する規定の整備、及び、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第54号 町税条例の一部改正についてを、採決いたします。
原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第15 議案第55号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)について
を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第55号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、3,018万9,000円で、これを補正することにより、予算総額は65億8,902万7,000円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、国民健康保険基盤安定負担金484万5,000円を計上、保育対策総合支援事業費補助金82万5,000円を計上、第14款 府支出金で、国民健康保険基盤安定等負担金258万5,000円を計上、第16款 寄附金で、ふるさと忠岡応援寄附金500万円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金786万4,000円を計上、第19款、諸収入で、後期高齢者医療保険定率負担金精算返還金907万円を計上。

歳出につきましては、人件費において、給与改定実施等に伴う調整額を各款に計上しております。その他につきましては、第2款 総務費で、固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定業務委託料330万8,000円を減額、財政調整基金積立金500万円を計上、寄附証明等送付用封筒印刷代4万1,000円を計上、寄附金礼状及び寄附証明書送付料23万1,000円を計上、寄附金返礼品発送等業務委託料243万2,000円を計上、町長選挙費376万5,000円を減額、第3款 民生費で、国民健康保険基盤安定等繰出金990万2,000円を計上、財政安定化支援事業繰出金84万4,0

00円を計上、子ども医療扶助費118万8,000円を計上、民間保育所運営補助金110万円を計上、第8款 土木費で、町道中央線他舗装改修工事410万円を計上、公園施設等修繕料250万円を減額、大津川河川公園流木等処理委託料200万円を減額、子育て世帯等住宅取得奨励補助金240万円を計上、第10款 教育費で、東忠岡小学校空調等整備工事設計業務委託料194万4,000円を減額、町立小学校屋内運動場非構造部材耐震化工事設計業務委託料70万2,000円を減額するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第55号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第16 議案第56号 平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第56号 平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、13万5,000円で、これを補正することにより、予算総額は24億7,297万2,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者国民健康保険料現年分1,061万1,000円を減額、第8款 繰入金で、保険基盤安定等繰入金990万2,000円を計上、財政安定化支援事業繰入金84万4,000円を計上、歳出につきましては、第10款 諸支出金で、過年度国庫支出金等精算返還金13万5,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第56号 平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第17 議案第57号 平成28年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第57号 平成28年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は債務負担行為の補正でありまして、雨水ポンプ場運転管理委託について、期間は平成28年度から平成29年度まで、限度額を4,687万円と定めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第57号 平成28年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は午後2時30分からです。よろしく願いいたします。

（「午後2時22分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後2時30分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

ただいまお手元にご配布いたしました議案を日程に追加し、議題としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成28年第4回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第18 忠岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第19 意見書第7号 沖縄県議会の「高江ヘリパッド意見書」を支持する意見書の
提出について

日程第20 意見書第8号 大阪府の中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書の
提出について

日程第21 意見書第9号 福祉医療費助成制度の一部自己負担金の拙速な引き上げに反
対する意見書の提出について

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長 (和田 善臣議長)

日程第18 これより忠岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件につきましては、委員、補充員とも12月24日をもって任期満了となるため、地
方自治法第182条第1項及び第2項の規定により委員4名及び同補充員4名をそれぞれ
選挙したいと思います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によ
り、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議長)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

議長 (和田 善臣議長)

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議長)

異議なしと認めます。よって、議長において指名推選することに決定しました。

選挙管理委員に大西英介さん、奥田ヒサ子さん、武津博子さん、中村怜さん。以上の方を指名します。

議長 (和田 善臣議長)

お諮りします。ただいま議長において指名した方を、選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議長)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました大西英介さん、奥田ヒサ子さん、武津博子さん、中村怜さん。以上の方が選挙管理委員に当選されました。

議長 (和田 善臣議長)

次に、選挙管理委員補充員に藤野智弘さん、前川加代子さん、長井克良さん、大杉和央さん。以上の方を指名します。

議長 (和田 善臣議長)

お諮りします。ただいま議長において指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議長)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました藤野智弘さん、前川加代子さん、長井克良さん、大杉和央さん。以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

議長 (和田 善臣議長)

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議長)

異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

議長 (和田 善臣議長)

日程第19 意見書第7号 沖縄県議会の「高江へリパッド意見書」を支持する意見書についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局 (阿児英夫局長)

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児英夫局長）

意見書第7号 沖縄県議会の「高江ヘリパッド意見書」を支持する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、沖縄県議会の「高江ヘリパッド意見書」を支持する意見書を提出する。

平成28年12月9日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

賛成者 同 河野 隆子

沖縄県議会の「高江ヘリパッド意見書」を支持する意見書（案）

平成28（2016）年7月21日、沖縄県議会は「米軍北部訓練所ヘリパッド建設に関する意見書」を採択した。文面は次の通りである。

米軍北部訓練所においては、東村高江の集落を囲むようにヘリパッドの建設が計画され強行されているが、ヘリパッドの建設は当該地域の自然環境や住民生活へ悪影響を及ぼすものであり、オスプレイの欠陥・危険性に対する県民の不安が増している。このような中、沖縄防衛局は、東村高江のN4地区の2カ所のヘリパッドを完成させ、平成27（2015）年2月に米軍に先行提供し、米軍によるオスプレイの訓練が急増した。オスプレイは昼夜を問わず民間地域の上空を低空飛行し、住民は身体的にも精神的にも限界を超えた騒音・低周波を浴び続け、学校を欠席する児童もいる。また、沖縄防衛局は、ヘリパッド建設工事再開に向け、去る7月11日早朝から沖縄県警の機動隊を投入してヘリパッド建設工事に反対する住民らを排除し、工事関係資機材の基地内への搬入を強行するとともに、全国から警察官の大量増員を始めており、このような政府の姿勢は許されるものではない。沖縄県議会はこれまでも欠陥機オスプレイの配備撤回および海兵隊の撤退を求める意見書を可決したところであり、海兵隊の訓練施設であるヘリパッド（オスプレイヘリパッド）建設は到底容認できるものではない。よって、沖縄県議会は、県民の生命、安全および生活環境を守る立場から、政府が米軍北部訓練所ヘリパッド建設を強行に進めることに対し厳重に抗議するとともに、建設を直ちに中止するよう強く要請する。

以上の「沖縄県議会の意見書」は、国の同地区でのオスプレイ・ヘリパッド建設工事が、該当住民への説明も不十分で従って合意も得ていないにも関わらず強行されているが故に採択されたものである。議会制民主主義は合意によって成り立つものである。国は十分に地域住民と話し合い、地域住民の健康、福祉を損ねることなくかつ環境にも十分に配

慮して事にあたることが肝要であると思う。従って当議会は「沖縄県議会の意見書」を支持する意見書を国に提出する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

意見書第7号について趣旨説明を申し上げます。

沖縄県議会の高江ヘリパッド意見書を支持する意見書案、これは本文をごらんいただいたとおり、新たに米軍基地の撤去を求めるものではありません。議会運営委員会では「国を守るために米軍基地が必要だ」というお話がありましたが、本意見書案は米軍基地撤去を求める内容ではありませんので、ご理解を願いたいと思います。

米軍北部訓練所は通常のヘリパッドとして計画され、2カ所が完成しました。ところが、当初予定されていなかった、大変危険な、そして騒音、振動、公害の激しいオスプレイが昼夜を問わず低空で飛行訓練をしたことにより、高江で暮らす住民の方々が健康被害を訴え、抗議行動をしたことにより、建設工事がとまっておりました。

しかし、安倍政権の工事再開に至るひどさについては一言述べておきたいと思います。選挙というのはその時々の方々の意思、民意を示すものです。沖縄では参議院選挙で現職の大臣を破ってヘリパッド反対を掲げたオール沖縄の候補が勝利をしました。これで沖縄は衆議院の4議席、参議院の2議席全てがオール沖縄の議員となり、沖縄の民意を選挙で明らかにいたしました。

これは、本来は尊重されなければなりません、そのわずか9時間後、東京、神奈川、愛知、大阪の機動隊を大量に投入をして、150人の高江の方々を暴力で排除して、アメリカ軍のオスプレイが飛び交うヘリパッドの基地建設を強行いたしました。この大変な暴挙ともいう行為に民主主義があるのでしょうか、地方自治があるのでしょうか。安倍政権の暴走そのものではありませんか。こうした中で沖縄の人々を「土人」と呼んでさげすむ行為まで起こりました。

皆さんに沖縄の歴史を思い起こしていただきたいと思いますが、71年前、沖縄では激しい地上戦があり、沖縄の人々は地獄のような戦場で、4人に1人が命を落としました。そして戦中戦後は、北部の収容所に隔離をされている間に、家も畑も墓地も米軍の基地と

して取り上げられ、米軍基地が広げられました。

さらには、1951年のサンフランシスコ条約で日本は自立をしましたが、沖縄などはアメリカの施政権下に置かれることになりました。そのとき以来アメリカは、さらに銃剣とブルドーザーによる土地の接収を強行して、米軍基地をさらに大きく広げました。家も土地もなくした沖縄の人々が中南米に多く移動したのもこの時期です。

そしてこの間、アメリカの基地あるがゆえに、米軍による強盗や事故や女性に対する強姦など凶悪事件が度重なり、祖国復帰の強い運動が繰り広げられました。1972年にやっと祖国復帰を果たしましたが、果たした沖縄は米軍基地をそのまま抱えたままの復帰となりました。沖縄の土地は米軍基地に分断された状態で、基地あるが故の犯罪や事件はその後も後を絶ちませんでした。

今回のこのヘリパッドの基地の問題になっているアメリカ軍の北部訓練場の括弧つきの「返還」という内容につきましても、そのもとは1995年の少女暴行事件がきっかけで、沖縄の人たちは8万5,000人集まって反基地行動を大きく取り組みました。その運動が日米両政府に、沖縄に関する特別行動委員会、SACOをとらせました。そして普天間や北部訓練場の返還を決めたわけですが、20年たってもそのままです。本来返還されるべき土地というのは、戦中戦後にアメリカ軍の武力と権力によって取り上げられた沖縄の人たちの土地です。無条件で返還されるのが当たり前で、見返りを求められるものではありません。

以上の歴史的経過から見ても、今回の沖縄県議会の意見書は非常にささやかなもので、支持すべきものは当然だというふうに思います。議員皆様方の賛同をお願いして補足の意見といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより意見書第7号 沖縄県議会の「高江ヘリパッド意見書」を支持する意見書について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第7号 沖縄県議会の「高江ヘリパッド意見書」を支持する意見書について、賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第20 意見書第8号 大阪府の中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第8号 大阪府の中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、大阪府の中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書を提出する。

平成28年12月9日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

賛成者 同 河野 隆子

大阪府の中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書（案）

大阪府教育庁は、今年6月23日に中学校「チャレンジテスト」を中学3年生に実施しました。中学1・2年生には、来年1月に実施するとしています。また、この結果は、来春の高校入試の調査書評定に利用され、今後、1・2年生の内申点も高校入試に利用することが決定されています。

中学3年生では、6月に実施されたチャレンジテストの結果を用い、各中学校の調査書評定平均が決定され、調査評定平均の高い中学校は高い評定の生徒が多く出るようにされ、低い中学校は低い評定の生徒が多く出るようにされます。通っている中学によっては、がんばった生徒でも高い評価をもらいにくくなるなど、高校入試がきわめて不公平になります。

中学1・2年生の調査書の評定は、たった1回の「チャレンジテスト」により、評定の変更が余儀なくされます。これでは、日常の学習成果をもとにつけた絶対評価の評定が否定されます。生徒の学校における日常の努力や定期テストの結果が反映されないのであれば、高校入試における調査書の意味がなくなります。

「チャレンジテスト」によって、調査書の評定が決定されることになれば、「チャレンジテスト」が入試と同様の重みを持つことになり、子どもたちを中学1年生から高校入試に駆り立て、本来あるべき中学校教育が大きくゆがめられます。

このように、学校教育を大きくゆがめ、子どもたちを過度な競争に駆り立てる「チャレンジテスト」は廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

提出者にかわり、中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

大阪府教育庁は、6月23日、木曜日に中学校チャレンジテストを中学3年生に実施し、来年の1月には中学1・2年生に実施するとしています。また、この結果が来春の高校入試の調査書評定に利用され、今後中学1、2年生の内申点も高校入試に利用されるこ

とが決定されています。これにより引き起こされる問題点は、大きく分けて3点あります。

1つは、中学3年生のチャレンジテストの結果だけで各中学校が格差づけられ、不公平な入試になるということであり、この6月に行われた中3のチャレンジテストは、各学校の評定平均が決定される団体戦とも言われているものであります。この6月のテストで、その後3月までの1年間の評定の範囲枠が決定されます。さらに不当にも、テスト教科以外の4教科までもがこのチャレンジテストの結果により評定の範囲枠が決定されます。

入試においては内申書は大きな比重を占めます。教科の評価が、評定が1違うと入試当日のテストの点数では、90点満点で10点の差がつきます。この中学校の評定平均では希望の高校に入れられないということで、評定平均によって全中学校が格差づけられ、入試に有利、不利な中学校がつけられるなど、極めて不公平な入試になります。ですから、入試前から全く不公平な内申書になるということであり、

この3年生のチャレンジテストの平均点を50点とすると、最上位校が4.65となり、最下位校は1.92となるということで、最上位校の内申書評定では4と5ばかりになる一方で、最下位校ではほぼ1と2しかつけられなくなり、入試前の段階で極めて不公平な状況が生み出されます。それも、テスト教科以外の教科を含んで1年間の評定範囲が6月のテスト1回で決められてしまいます。6月以降の努力は全く認められず、内申点を高めるためにはもう転校するしかありません。こんな不公平で中学校教育を無視した高校入試制度は、全国どこを探しても大阪府しかありません。

また2つ目の問題の、高校入試における内申書の意味がなくなるという問題であります。英語の評定が1学期に5、2学期に5であった生徒の評定が、このチャレンジテストの点数が44点であったために2ランクも下げられて、内申書の学年評定が3に落とされた生徒など、たった1回のテストで1年間の評定がひっくり返される事例が、大阪府内各地で大量に生じているということであり、こういった、まじめに頑張っている生徒に1などはつきませんが、無理やりに1と2をつけられた生徒が続出しているということでもあります。

また、この内申書の評定は本来各学校に委ねられるものであります。一人一人の子どもの教育に直接責任を負い、その成長と発達をしっかり把握しているのは府教委ではありません。各学校の教職員です。そのため学校教育課程編成権や評価権は全て各学校に委ねられています。こうした各学校の評価権を侵害し、各学校の教育活動とは全く無縁の評定を押しつけ、各学校が責任を持ってつけた評定を無理やり変えさせる法的根拠はどこにもありません。これは府教委の実施要綱でも明らかとなっております。

このチャレンジテストの実施要綱の、実施目的を府教委はこう言っています。「生徒の学力の状況をつかむことで教育の成果と課題を明らかにし、今後の教育に生かす」として

いるわけであります。ですから、今回行われたチャレンジテストはあくまでも行政調査であり、テストではありません。教育課程編成権や教育評価権は各学校に委ねられており、府教委が生徒の成績にかかわるテストを行うことはできず、できるのは行政調査に限られているからです。しかし、府教委は現実にはテスト結果で個々の生徒の評定を無理やりに変えさせており、これはまさに教育基本法が禁じる不当な支配であります。

旭川学力テストの最高裁の大法廷判決は「教育活動としての試験の場合のように、個々の生徒に対する教育の一環としての成績評価のためにされるのではない場合に限り、行政調査が合法的である」と明記しており、府教委のチャレンジテストは、この旭川学力テストの判決からしても明らかに違法な調査であります。このため府教委の高校入試調査書評定にかかる府内の統一ルールには、法的な拘束力はないわけであります。

このように府教委は「調査書の評定は授業、宿題テストなど、中学校等における皆さんの頑張りをもとに中学校等が決定するものです」と、ことし3月の生徒保護者向け説明文書に明記していますが、事実は全く異なり、6月に行われたチャレンジテストの点数のみで評定が変えられ、決定されています。ですから、このような恥ずべきうそは断じて許されません。

そして、このテスト至上主義ですね。子どもたちを中学1年生から高校入試に駆り立て、中学校教育を大きくゆがめるという問題では、テスト至上主義が教育を壊すという問題が起こります。日常の授業で幾ら頑張ってもチャレンジテストで点数を取らなければ高校入試にかかわる内申書の評定は下げられます。逆に授業態度が悪く、授業をサボったり遅刻を繰り返し、提出物や宿題を全く出さず、定期テストも受けていない生徒であっても、チャレンジテストで点数さえ取れば5や4がつけられます。これを生徒たちが知れば学校を休んで塾でテスト対策をするなど、学校の授業軽視と荒れが必ず広がります。今、大阪では全国でも突出した異常な深刻な荒れと教育困難に直面していますが、これに油を注ぐものであります。

また、中学校1年生からも入試が始まっているということになるわけであります。来年度以降の入試から1・2年生の評定が内申書に加えられ、実質として中1から激しい高校受験競争が始まるということになります。内申書のおどしで子どもたちをテスト競争に駆り立てる入試の前倒しは断じて許されません。

このように問題点が多々ある中学校のチャレンジテストは廃止すべきだというふうに、議会運営委員会でも主張を私はいたしました。ところが、反対された委員からの意見は、平等性だから仕方ないとか、あと、1回のテストにも耐え得るそういう超一流中学校に忠岡中学校もしなければいけないというようなことを申されました。しかし、平等性は全く今の説明でも確保されているとは言えません。絶対評価と言いながら究極の相対評価を大阪府教委はこのチャレンジテストでしているわけであります。

また、1回のテストにも耐え得るといふ、そういうテストに強い人間をつくることにど

れだけ社会に出て意味のあるようなことになるのか。中学校の教育というものはそういう学力というか、テストに強いということだけを目的にしたわけではないというふうに、誰もが思っていると思います。友達と一緒に仲間づくりをしたりクラブ活動をしたり、そして本当に考える力をつけていく、そして今後日本をどうやって支えていくのかという、そういった社会人としての基礎をつくる、そういった大事な中学校の教育であります。

それをもう1年生の段階から、テストの、入試のためのそういう学校教育ということに変えられて、頑張っている者が全く評価されないと、サボっていてもテストだけよければ、テストというのはチャレンジテストです。チャレンジテストさえよければいいという、こんな誤った教育は断じて許されるものではありません。教育をゆがめる愚策であります。

よって、この大阪府の中学校チャレンジテスト、法的拘束力もなければ全国どこを探してもこんなばかげた入試制度をつくっているところはございません。大阪府の中学校チャレンジテストは今すぐ廃止をする、来年の1月に行われる中1・中2のテストも今すぐ即刻廃止をするということを求める意見書でございます。

ぜひ、忠岡中学校の子どもたち、中学校だけでなく忠岡の子どもたちの健やかな成長を願われる議員皆様方の良識ある判断をお願いいたしまして、この意見書に賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより意見書第8号 大阪府の中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第8号 大阪府の中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第21 意見書第9号 福祉医療費助成制度の一部自己負担金の拙速な引き上げに反対する意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第9号 福祉医療費助成制度の一部自己負担金の拙速な引き上げに反対する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、福祉医療費助成制度の一部自己負担金の拙速な引き上げに反対する意見書を提出する。

平成28年12月9日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

賛成者 同 河野 隆子

福祉医療費助成制度の一部自己負担金の
拙速な引き上げに反対する意見書（案）

大阪府は、大阪府市長会・大阪府町村長会とともに「福祉医療費助成制度に関する研究

会」を立ち上げ、平成28年（2016）年2月に報告書を取りまとめ公表した。

現在この報告書をもとに、福祉医療費助成制度の再構築における大阪府の考え方の整理が行われているところであり、このうち、一部自己負担の在り方等利用者負担の在り方については、院外調剤についての一部自己負担の導入、一医療機関当たり月額上限の撤廃、現行1回500円の自己負担を維持する場合には現行月額2,500円の負担上限額を6,000円程度に引き上げること、などが焦点となっている。

福祉医療費助成制度は、言うまでもなく、障がい者や高齢者、ひとり親世帯や子どもたちのいのちと健康を守るうえで欠かせない制度であり、府下市町村における重要度の高い施策として機能してきた。そのため、この制度の変更、わけても一部自己負担金の引き上げ等に関しては、地域住民への影響を最大限に考慮した上で、慎重に検討されなければならない。

しかし大阪府は、この制度の改定方向を庁内で定めたのち、早ければ来年度大阪府予算で改定方向をふまえた予算措置を講じ、平成29（2017）年11月から実施を行うこととしている。

本来、関係団体からの意見等を十分にくみ上げて準備すべき制度の大幅な変更にもかかわらず、極めて拙速な対応と言わざるを得ない。あわせて市町村においては、同制度に係る条例改正が必要となり、議会における十分な審議時間が保障されないことも懸念される。

よって当議会として、大阪府に対して下記事項を強く求めるものである。

記

1. 福祉医療費助成制度の一部自己負担金の引き上げ等、利用者負担の強化を拙速に行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

提出者にかわり福祉医療費助成制度の一部自己負担金の拙速な引き上げに反対する意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

就学前の子どもや障がい者、ひとり親家庭、高齢者の医療費を補助する府の制度の患者

負担増を、松井一郎知事は来年2月の府議会に提案しようとしています。窓口負担を大幅に値上げし、高齢者の対象患者を削減する改悪が狙われております。

現行制度は、患者の窓口料金は1回500円、同じ病院、診療所なら月に何度受診しても上限1,000円を超える3回目からは無料であります。改悪案では受診に加え、院外薬局でも500円の負担が加わって、1回の負担が1,000円に倍増します。ひとり親家庭の対象者は月平均4.3日受診するので負担は4倍以上に、子どもが2人の場合負担は月8,000円から9,000円にもなります。

大阪は子どもの貧困率が全国ワースト2とされ、母子家庭の約65%が年収200万円以下であります。窓口料金値上げは受診抑制による病気の重症化を招きかねません。65歳以上では1級以外の精神障害者、重度以外の難病患者、結核患者は対象から外されます。結核患者は月1万1,000円もの負担増、結核罹患率が全国最悪、10万人当たり24.5人、全国平均は15.4人の大阪で、患者負担が今の10倍以上にもなります。

府の案では新たに、65歳までの精神障害者1級と重度難病患者が対象に加えられます。精神障害者2級は除外されていますが、2級は洗面、入浴、更衣、清掃や通院、服薬に援助を要します。精神障がい者全体の平均月収は約6万円しかなく、7割以上が家族と同居しています。せめて2級までは対象にするべきとの声も上がっています。

ことし1月、府が改悪の方向を示して以来、反対する府民の声が広がっています。市町村議会でも堺、茨木、泉大津、泉佐野で負担増中止を求める意見書を採択、市長会も今年度の府への要望で、現受給者の負担増や切り捨てを招かないよう慎重な対応を求めています。

かつて無料だった窓口負担を、府は2004年に有料、1回500円にしました。有料化で受診抑制が広がっているという府保険医協会の調査結果を共産党が府議会で取り上げ府に対策を要求、府の調査でも負担増になる受診抑制が見られたため、月2,500円を超えた分を補助する制度が設けられました。

大阪府は現在、福祉医療費助成制度の見直しを検討していますが、今回の見直しで精神障害者1級、障害年金1級の難病患者、DV被害者、訪問看護に対象を拡大するとしていますが、その一方で現行対象者の切り捨てと患者負担の引き上げが検討されており、制度としては後退する内容です。政府による社会保障の給付抑制、負担増で国民生活は疲弊しています。大阪府が10月11日に公表しました大阪府子どもの生活に関する実態調査でも、経済的な理由で子どもを医療機関に受診させられなかった経験があると答えた保護者は1.8%に上っています。

このような中で福祉医療助成制度の一部自己負担金の引き上げや対象者の切り捨てが実施されれば、受診抑制に拍車がかかり、重症化などの悪影響が出ることは明らかであります。

さきの9月議会で府の福祉医療費助成制度の対象拡大を直ちに実施するとともに、患者

負担をふやさないことを求める意見書案を当議員団で提出し、1人の賛同も得られず否決されました。今回のこの意見書案は障害者、障害児を守る全大阪連絡協議会が提出されたものでありますが、議会運営委員会の中で「日本の制度は保護されている。後世の子どもたちに負担がかからないよう自己負担が必要である」とか、「障がい者でも収入がたくさんある人もいる」という理由で賛同が得られませんでした。そのような経過があり、共産党の議員で提案、提出させていただきました。福祉医療が改悪されれば、障害者年金だけで生活している人は大変であります。そのようなことから、どうぞこの意見書案に皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上をもって趣旨説明を終わります。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより意見書第9号 福祉医療費助成制度の一部自己負担金の拙速な引き上げに反対する意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第9号 福祉医療費助成制度の一部自己負担金の拙速な引き上げに反対する意見

書の提出について、原案のとおり、賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(和田 善臣議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(和田 善臣議員)

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

本日も長時間にわたりまして慎重にご審議を賜り、そしてご議決いただきましたこと、

厚く御礼申し上げます。

先日ご案内をいたしました本町中学校出身者の華人、赤井勝氏を本町の親善大使に任命いたしました。赤井氏は本町をよく理解された御仁でございまして、愛町心も高く、そういう意味で任命をしたわけでございます。したがって、本町PRにも寄与されるものと思われまますので、ご理解を賜りたいと、こういうふうに思います。

この会議中に町内の町民から、おとついで民放のテレビで、住みやすいまち、関西の地域で住みやすいまちの順位が、忠岡町が34位ということで、子育ての順番だそうです。非常に高い順位をいただきました。近隣は60番、70番近いと。そうすると泉州一番かなと問い合わせたところ、泉佐野市は20位だそうです。負けたなというよりも、なぜかと分析したところ、りんくうに病院を持っているからかなと。うちからも15分ぐらいで行くんですが、泉佐野市はそういうことで、本町もよく、私を通じて「だめな町だ」と言われておりますが、立派なことですので、民放に私、親戚はありませんが、理解をしたいと、思います。

ことしも残りわずかな日になりました。議員の皆様におかれましては年末年始お元気にお過ごしされることを期待したいと思います。本年も議員皆様には大変お世話になりました。来る年もよろしく願いをいたしまして、ご挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうも長時間ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして、平成28年第4回忠岡町議会定例会を閉会します。議員皆様方には、大変ご苦労さまでございました。

（「午後3時18分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年12月9日

忠岡町議会議長 和田 善 臣

忠岡町議会議員 高 迫 千代司

忠岡町議会議員 杉 原 健 士